

第2部 災害予防

第1章 災害予防の基本方針等

第2章 災害に強いまちづくり

第3章 災害に強い人づくり

第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

第5章 その他の災害予防

第1章 災害予防の基本方針等

- 第1節 災害予防の基本的な考え方
- 第2節 災害予防の体系

第1節 災害予防の基本的な考え方

大分県において地震・津波災害から県民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策は大別して「災害に強いまちづくりのための対策」、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の3つに区分できる。このうち「災害に強いまちづくりのための対策」は、災害防止のための施設整備等のハード施策であり、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」は、災害の発生に備え、被害を最小限とするために事前に措置すべきソフト施策である。施策の推進に当たっては、産学官が連携し、先端技術の導入等により、災害予防の高度化に取り組んでいく。

なお、この部に記す耐震対策は、施設の重要度に応じて実施するものであり、最新の耐震基準に沿ったものとする。

1 災害に強いまちづくりのための対策

ハード整備による予防を完璧に実施することは、物理的にも予算的にも限界がある。そのため、本項で言う「災害に強いまちづくり」とは、災害の発生を抑制し、発生したとしても被害を最小限に止めるための対策である。主な内容は以下のとおりである。

- (1) 災害発生・拡大要因の低減（耐震補強、護岸整備等の防災事業による）
- (2) 防災まちづくり（防災施設の予防管理、都市・地域の防災環境の整備）
- (3) 施設・設備の安全化（建築物及び公共施設等の安全性の確保）
- (4) 特殊災害の予防対策（危険物等）
- (5) 地震防災緊急事業5箇年計画の推進
- (6) 防災調査研究（地震災害危険箇所等の調査等）
- (7) 社会資本の老朽化対策（長寿命化計画の作成・実施等）

2 災害に強い人づくりのための対策

防災訓練、防災知識の普及・啓発活動、消防団・自主防災組織の育成・強化事業を通じて、防災関係機関職員や県民の防災行動力を向上させ、災害に際して適切な行動がとれるようにするための対策である。主な内容は以下のとおりである。

- (1) 自主防災組織
- (2) 防災訓練
- (3) 防災教育
- (4) 消防団・ボランティアの育成・強化
- (5) 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の安全確保（旅行者・外国人対策を含む）
- (6) 帰宅困難者の安全確保
- (7) 県民運動の展開

3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

迅速かつ円滑に災害応急対策を実施するのに必要な活動体制・活動条件の整備や物資等の整備に関する事前対策である。主な内容は以下のとおりである。

- (1) 初動体制の強化（職員配備・災害対策本部設置方策、情報収集・伝達体制の整備）
- (2) 活動体制の確立（職員の防災能力向上、物資等の調達体制の充実、応援体制、交通・輸送体制、広報体制、防災拠点の整備等）
- (3) 津波からの避難に関する事前の対策（緊急避難場所、避難路等の指定・整備、居住者等の避難対策、避難所の維持・運営、津波避難のための意識啓発）
- (4) 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実（生命・財産への被害を最小限

地震・津波対策編 第2部 災害予防

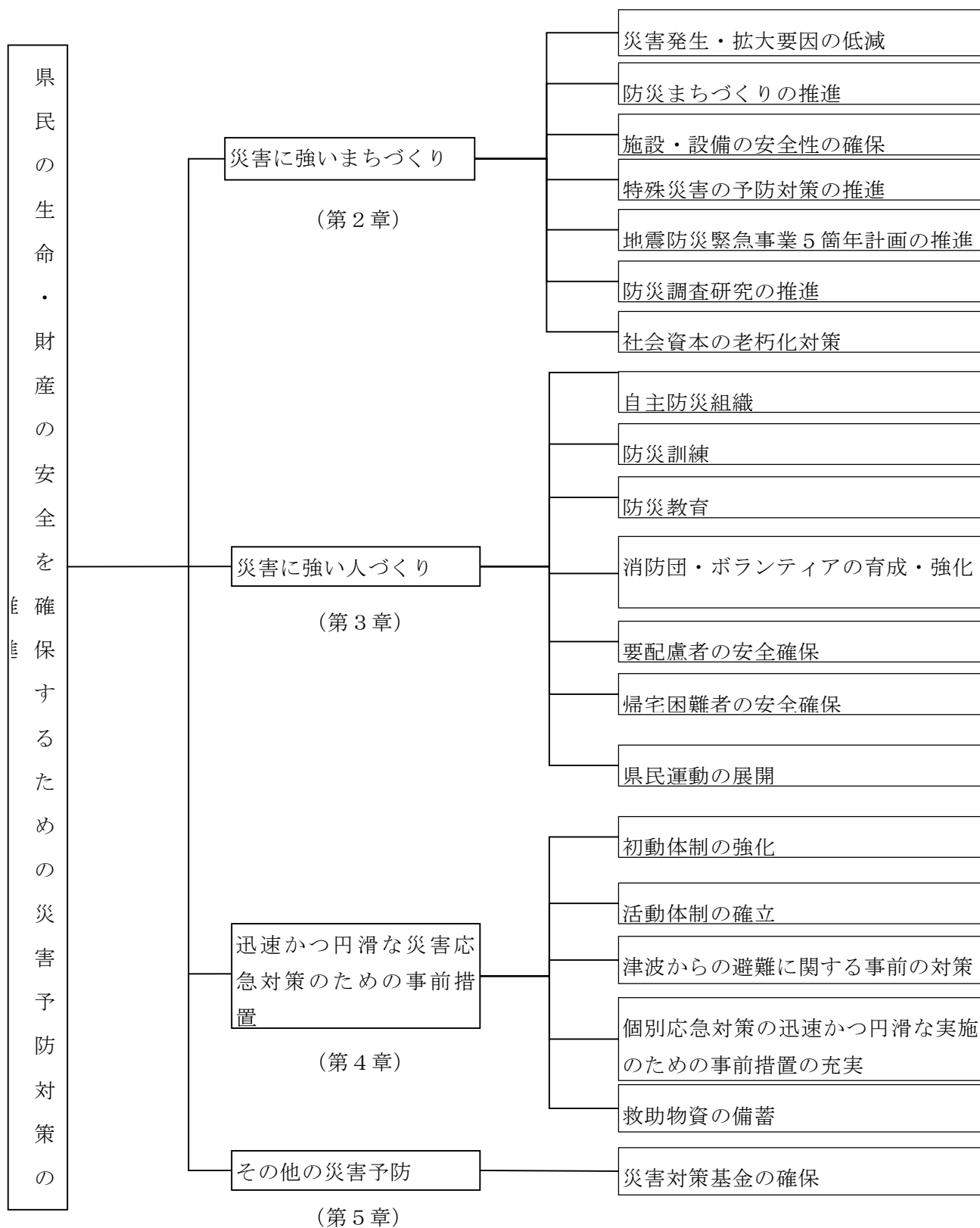
第1章 災害予防の基本方針等

第1節 災害予防の基本的な考え方

とするための事前措置、被災者の保護・救援のための事前措置)
(5) 救助物資の備蓄（救助物資の品目・量・備蓄場所）

第2節 災害予防の体系

第2章から第4章に示す災害予防の体系は、以下のとおりである。



第2章 災害に強いまちづくり

- 第1節 被害の未然防止事業
- 第2節 災害危険区域等の対策
- 第3節 防災施設の災害予防管理
- 第4節 都市・地域の防災環境整備
- 第5節 建築物等の安全性の確保
- 第6節 公共施設等の災害予防
- 第7節 特殊災害の予防
- 第8節 地震防災緊急事業5箇年計画の推進
- 第9節 防災調査研究の推進
- 第10節 社会資本の老朽化対策

【災害に強いまちづくりの基本的な考え方】

「災害に強いまちづくり」とは、災害を防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、海岸、道路、港湾、砂防、その他公共施設の維持管理を適正に行うとともに、治山事業、治水事業、港湾事業、海岸事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、その他の県土保全事業、都市の防災対策事業及び道路の地震対策事業を計画的かつ総合的に推進することを主な内容とし、特殊災害の予防、地震防災緊急事業5箇年計画及び防災調査研究の推進とあわせて、全体として、災害に強いまちづくりを目指す対策として位置付けられる。

津波災害対策として、最大クラスの津波に対しては、県民等の生命を守ることを最優先とする。県民等の避難を軸に、そのための県民の防災意識の向上及び海岸保全施設の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、緊急避難場所・津波避難ビルや避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進していく。また、比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。

災害に強いまちづくりを、以下に体系図として示す。



第1節 被害の未然防止事業

災害から県土を保全し県民の生命、身体、財産を保護するための防災施設の新設及び改良等の事業は、この節の定めるところによって実施する。

被害を未然に防止するための防災事業は、おおむね以下のように区分される。

- 1 港湾事業、河川事業、道路事業、農業農村整備事業等の重要構造物の新設の際の地盤改良など液状化の対策
- 2 土砂災害防止としての治山事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の実施
- 3 海岸、港湾、漁港等の整備
- 4 老朽木造住宅密集市街地等、防災上危険な市街地解消としての防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備
- 5 情報通信網確保としての電線共同溝の整備
- 6 市町村長が指定する緊急避難場所（避難地）・避難路の整備

1 地盤災害防止事業（土木建築部道路建設課・道路保全課・河川課・港湾課・都市・まちづくり推進課、農林水産部農村基盤整備課、市町村）

（1）地盤災害防止事業の基本方針

地震による液状化等の被害は、地盤特性、地形及び地質に大きく左右され、低地部等の砂質地盤において液状化が懸念される。

液状化対策としては、土木施設については地盤の改良による方法、構造物については基礎・支持杭・擁壁による対策工法、地下埋設物については、既存施設の技術的改良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化などによる対策方法がある。

液状化による被害を最小限にとどめるためには、上記構造物の新設時に、法令や各構造物の技術基準等を遵守する。

（2）地盤災害防止事業の実施

地盤災害を念頭にした県内の都市開発、市街地開発、産業用地の整備並びに地域開発に伴う地盤改良による液状化対策や宅地造成の規制誘導等による今後の地盤災害防止事業は以下のとおりである。

イ 県・市町村等の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の予想されるところについては、新設の際に所要の対策を実施し、構造物の補強対策を実施する。

ロ 今後の産業用地等の新規開発については、地盤改良等の徹底を行う。

ハ 将来発生のおそれがある大規模地震時の液状化被害やそれらへの技術的対応方法については、研究途上の分野でもあるため、その成果について積極的に県民や関係方面への周知・広報に努める。

2 土砂災害防止事業（九州地方整備局、九州農政局、九州森林管理局、土木建築部砂防課・都市・まちづくり推進課、農林水産部農村基盤整備課・森林保全課、市町村）

（1）土砂災害防止事業の基本方針

大分県の土砂災害防止事業の状況等は、大分県地域防災計画「風水害等対策編」第2部第2章第1節「被害の未然防止事業」に示しているとおりである。崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区、土砂災害警戒区域等ともその総数は全国に比べて多く、従来から、土砂災害警戒区域等や砂防指定地等を中心に施設整備を実施しているが、引き続き整備を進め、地震に伴う災害防止に努める。さらに、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域等の指定によるソフト対策を実施する。また、宅地造成については、宅地造成及び特定盛土等規制法や都市計画法等による一定規模以上の宅地造成の許可制度のもとで規制誘導策がとられている。

るが、引き続きこれら法令や制度による指導・監督に努める。大分県は、地形・地質条件等から、がけ崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害を受けやすい特質があり、地震発生を契機とする斜面崩壊等の直接的な災害、流出土砂による貯水池の埋没、氾濫等の間接的な災害、あるいは余震に伴う二次災害が懸念される。

(2) 土砂災害防止事業の実施

- イ 重要交通網などの重要インフラ、避難所、要配慮者利用施設、防災拠点に対する土砂災害対策や流木対策を重点的に実施する。
- ロ 土砂災害警戒区域等については、危険性の程度に応じて砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を計画的に実施することにより、災害に備える。
- ハ 治山事業にかかる崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区等については、従来からの事業を継続し、危険性の高いところから事業を計画的に実施し、特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進することにより、災害に備える。
- ニ 市町村による急傾斜地崩壊対策事業及び土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備について必要な範囲での支援を行う。
- ホ 土砂災害防止法に基づく特定開発行為（住宅宅地分譲、要配慮者関連施設建築のための開発行為）、その他、新規宅地開発に伴う宅地造成開発許可の際の指導・監督等を通じて安全措置を実施するものとする。
- ヘ 土砂災害発生監視システムにより、土砂災害発生の誘因となる雨量を観測・公表するとともに、气象台と連携して土砂災害警戒情報の発表を行うことで、市町村の行う警戒避難体制の整備を支援する。

3 河川災害防止事業（九州地方整備局、土木建築部河川課、市町村）

(1) 河川災害防止事業の基本方針

従来、県内の河川法（昭和39年法律第167号）適用河川及び準用河川は、一定規模の風水害に耐えうるよう整備されているが、通常の水位に比べて堤内地盤が低いところでは、地震時の液状化発生による堤防の被害が生じた際、大きな浸水被害をもたらすおそれが懸念される。そのため、必要に応じて河川堤防及び河川構造物の耐震対策事業を推進する。

(2) 河川災害防止事業の実施

- イ 堤防の耐震対策は、地盤沈下が顕著な地域など必要区間に対して後背地の資産状況等を勘察して、事業を推進する。
- ロ 河川水等を緊急時の消火、生活用水として確保するため、階段護岸、取水用ピット等の整備を促進するものとする。
- ハ 津波防災施設の計画的な整備及び点検の実施
津波による被害を防止・軽減するため、比較的発生頻度の高い一定程度の津波高に対して、堤防、水門等の津波防災施設の計画的な整備を実施するものとする。
- ニ 水門等の自動化・遠隔操作化の推進
地震・津波発生時に多数の水門等の閉鎖を迅速かつ確実にを行うため、水門等の自動化・遠隔操作化を推進するものとする。

4 海岸保全事業（九州地方整備局、九州農政局、九州森林管理局、土木建築部河川課・港湾課、農林水産部農村基盤整備課・森林保全課・漁港漁村整備課、市町村）

(1) 海岸保全事業の基本方針

大分県の海岸の長さや形状の特質から、特に、佐賀関半島以南の海岸部は典型的なリアス式海岸となっており、地震時の津波の影響を受けやすい特質がある。これまで、主に、台風高潮等を念頭にした海岸保全事業により、海岸堤防等の築堤を漸次進捗してきた。今後大規模な地震災害が発生した場合に備えて、背後に人口・資産が集中した地域など必要な箇所に

において耐震対策、液状化対策、老朽化対策や安全情報伝達施設の整備等の防災機能に優れた海岸保全施設の整備を促進する。

今後の津波対策については、発生頻度はきわめて低いが発生すれば甚大な被害をもたらす大規模な津波と、大規模な津波に比べ発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波の二つのレベルの津波を想定し、前者については県民の生命を守ることを最優先とし、県民の避難を軸に土地利用、避難施設、防災施設等を組み合わせた総合的な津波対策を進める。後者については人命保護に加えて県民財産の保護、地域の経済活動の安定、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めていくものとする。

なお、海岸保全施設等については設計対象の津波高を超えた場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進め、整備していくものとする。

(2) 海岸保全事業の実施

従来の台風、高潮等を念頭にした海岸保全事業に加え、大規模な地震災害に備え、老朽化した海岸保全施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から耐震補強、老朽化対策等を計画的に実施する。

また比較的発生頻度の高い一定程度の津波高に対して、各施設の管理者は以下に示す事業を推進するものとする。

イ 津波防災施設の計画的な整備及び点検の実施

津波による被害を防止・軽減するため、比較的発生頻度の高い一定程度の津波高に対して、防潮堤、堤防、水門等の津波防災施設の計画的な整備を実施するものとする。また、既存の津波防災施設については耐震点検を実施し、重点箇所を絞って計画的な補強・整備を実施するものとする。

ロ 水門等の自動化・遠隔操作化の推進

地震・津波発生時に多数の水門や陸閘の閉鎖を迅速かつ確実に行うため、水門等の自動化・遠隔操作化を推進するものとする。

また、水門等の開閉体制、開閉手順、平常時の管理方法等の確立及び定期的な開閉点検、開閉訓練等の実施に努めるものとする。この場合において、強い地震（震度4程度以上）を感じた時、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時、または、地震を感じなくとも津波警報が発表された時は、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とし、その後、津波に関する情報を把握し、津波到達時間までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施することを踏まえ、水門等の閉鎖に係る作業員の安全確保に配慮するものとする。

内水排除施設等については、災害発生に備えて、施設の管理上必要な操作の熟知、非常用発電装置の準備、定期的な点検等の措置を講ずるものとする。

5 港湾・漁港整備事業（九州地方整備局、土木建築部港湾課、農林水産部漁港漁村整備課、市町村）

(1) 港湾・漁港整備事業の基本方針

港湾・漁港は、地震・津波災害時の住民の避難や救援物資・資機材・人員等の海上輸送拠点になることから、海上輸送網の確保のため、中津港、別府港、大分港、臼杵港、津久見港、佐伯港を拠点港とし、中津港、大分港、臼杵港、佐伯港に耐震岸壁を整備する。また、県北地域の拠点港として中津港を位置づける。

また、松浦漁港・佐賀関漁港は上記港湾を補完する港として実施するものとする。更に離島の保戸島漁港においても実施するものとする。

津波災害の恐れのある区域については、後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画すること等を通じて、総合的な施設整備に努めるものとする。

(2) 港湾・漁港整備事業の実施

港湾・漁港は、地震災害時の救援物資・資機材や人員等の海上輸送拠点となることから、

大分港等の拠点港及びこれを補完する港湾及び漁港において重点的に施設の耐震補強、耐震強化岸壁の整備等の事業を推進するものとする。

6 道路整備事業（九州地方整備局、生活環境部防災局防災対策企画課、土木建築部道路建設課、道路保全課、公園・生活排水課、市町村）

（1）道路整備事業の基本方針

道路は、県民の生活と産業活動の基礎施設として重要な社会資本であるとともに、地震・津波災害時において人員、物資の緊急輸送その他災害応急対策上の重要な役割を發揮する。特に、風水害に比較して地震・津波災害は、災害の発生に際して道路の被害が即時表面化し、被災者の避難行動や各機関の災害応急対策の障害となって現れることが想定されることにかんがみ、災害に強い道路網の整備を計画的に推進する必要がある。特に、比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等を活用するなどの道路防災対策を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

（2）道路整備事業の実施

地震災害を念頭にした今後の道路整備事業は、以下の事業を実施する。

イ 大地震による広域幹線道路の寸断が経済活動、県民生活に及ぼす影響を最小限にとどめ、必要な代替ルートが可能となるよう高規格幹線道路、地域高規格道路等を整備するものとする。

ロ 地域間相互の連携、交流を図り、災害に強いまちづくりの実現に資するため、交通拠点へのアクセス道路や広域交通ネットワークの整備を実施する。また、多重性、代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

ハ 道路利用者に対する情報提供のため、道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置の整備を図るものとする。

道路網が脆弱な地域で災害が発生した場合、集落の孤立を招き、住民生活に深刻な影響が及ぶおそれがあるため、特定の集落に至る唯一の道路（「生命線道路」）においては、幅員が狭小、極端な急勾配・急カーブなど、交通に支障がある区間の改良や落石対策などの防災対策を実施する。

ニ 緊急避難場所（避難地）、避難路となる道路、都市公園等においては、段差を解消し、バリアフリー化を推進するなど、高齢者、障がい者等の要配慮者にも配慮するものとする。

7 農地防災事業の促進（農林水産部農村基盤整備課、市町村）

（1）農地防災事業の基本方針

洪水、土砂崩壊、湛水等に対して農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、用排水施設等を整備して、災害の発生防止を図るものとする。このため、県及び市町村において、防災対策に関する長期計画を策定し、計画的な実施を図るものとする。

（2）農地防災事業の実施

地震に伴う土砂崩壊、湛水等に対して農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、用排水路、排水機場等の施設の整備を引き続き推進する。特に下流に住宅や公共施設等が存在し、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのあるため池を防災重点ため池と位置づけ、対策が必要なものについては計画的な整備を推進する。

また、緊急時の迅速な避難行動につなげるため、防災重点ため池におけるハザードマップの作成や緊急連絡体制の整備等ソフト対策をハード対策と併せて促進する。

（3）地域防災施設整備事業の実施

地震等災害発生時に消防水利又は生活水利を容易にするための施設としての防火水槽、吸水枘、給水栓及びアクセス施設等の整備を行い、地域の防災対策を支援する。

第2節 災害危険区域等の対策

地震に関する災害危険区域及び災害予想危険箇所等並びに津波による人的被害を防止するための津波災害（特別）警戒区域（以下「災害危険区域等」という。）における対策は、この節で定めるところによって実施する。

大分県及び市町村は、災害危険区域における対策を効果的・系統的に推進するため、法令等に基づく災害危険区域（大分県地域防災計画「風水害等対策編」に示す急傾斜地崩壊危険区域、地すべり危険区域等の災害危険区域と同様であり、地震時においても、地震直後の崩壊や二次災害等の危険が予想される区域、また津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づく津波災害（特別）警戒区域）や、本章第9節「防災調査研究の推進」に示す今後の防災調査研究によって把握される地盤振動、液状化、斜面崩壊その他の災害予想危険箇所を念頭に、防災工事等の計画的推進、がけ地近接危険住宅マップ等の作成、関係住民への広報・啓発、並びに警戒避難体制の整備等の事業を推進する。

第3節 防災施設の災害予防管理

地震による被害の拡大を防止するための施設を整備するとともに、これら施設を維持・管理するための災害予防管理事業は、この節の定めるところによって実施する。地震災害時の対策は、地震動に伴う施設・構造物等への直接的な損傷等が急激に発生する点において風水害とは異なるため、個々の防災施設の様相に応じた災害予防計画を定めるものとする。

1 地震時水害防止施設の予防管理（九州地方整備局、九州農政局、土木建築部河川課、農林水産部農村基盤整備課・森林保全課、漁港漁村整備課、市町村）

（1）地震時水害防止施設の予防管理の基本方針

地震災害時の河川堤防及び海岸堤防の決壊・漏水に備えた施設の維持管理においては、必要に応じて耐震化を図りつつ風水害時に備えた施設のものと同様とする。

（2）地震時水害防止施設の予防管理の実施

県防災行政無線網等を利用した情報連絡手段として、水防管理団体（県・市町村）相互の情報収集・伝達ネットワークの整備を推進するとともに、各施設の維持管理に努める。

2 土砂災害防止施設の予防管理（九州地方整備局、九州農政局、九州森林管理局、土木建築部砂防課、農林水産部農村基盤整備課・森林保全課、市町村）

（1）土砂災害防止施設の予防管理の基本方針

地震災害時の斜面崩壊や降雨による土砂災害等の二次災害を予防するための諸施策は、危険区域の防災工事や砂防設備・土木構造物等の整備等により災害要因を除去する。

（2）土砂災害防止施設の予防管理の実施

危険箇所を多く抱える市町村等においては、土砂災害警戒区域等の事前把握を行い、地震時の斜面崩壊や地すべり等の前兆が現れたら、ただちに県の関係機関等に連絡できる体制を確立するとともに、必要に応じて警戒・避難体制の確立が図られるよう事前に検討しておく。

第4節 都市・地域の防災環境整備

都市・地域の防災環境の整備に関する事業は、この節に定めるところによって実施する。県及び市町村は、地震・津波に強いまちづくりを推進するため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画などにより、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図る。また、都市・地域の基盤施設の整備を推進し、被害の拡大を防ぎ、軽減させるため、これまで関係各課や関係機関において個別に実施されている各種都市・地域の防災環境を整備するための事業を総合調整して実施する。

1 防災的土地利用の推進（土木建築部都市・まちづくり推進課・道路建設課・道路保全課・砂防課・公園・生活排水課、用地対策課、市町村）

（1）防災的土地利用に関する事業の基本方針

地震災害の発生を前提にした土地利用の推進に関する事業の一部として、土地区画整理事業や市街地再開発事業等が実施されている。地震災害に備えた適正な土地利用の推進により、安全な都市環境の整備を促進するための事業の基本方針は、以下のとおりである。

イ 土地区画整理・市街地の再開発

既成市街地及び周辺地域においては、土地区画整理事業や市街地再開発事業を実施するなど、老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るほか、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設との相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する道路、公園等の都市基盤施設を整備する。

ロ 新規開発に伴う指導・誘導

新規開発等の事業に際しては、防災の観点から総合的見地に立った調整・指導を行い、都市の安全性の向上を図る。

（2）防災的土地利用に関する事業の実施

イ 土地区画整理事業・市街地の再開発

事業実施中の土地区画整理事業については、その完成を急ぐとともに、県は、新規に事業を予定している市町村に対して、その計画策定における技術面等の指導を行い、事業意欲の育成を図る。

ロ 新規開発に伴う指導・誘導

危険斜面の周辺等での開發行爲に際しては、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に行う。

（3）所有者不明土地法に基づく措置の活用

県及び市町村は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

2 都市の防災構造化（九州地方整備局、土木建築部都市・まちづくり推進課・建築住宅課・道路建設課・道路保全課・公園・生活排水課・河川課・港湾課・砂防課、生活環境部防災局防災対策企画課、市町村）

（1）都市の防災構造化に関する基本方針

大分市、別府市においては、都市の防災構造化を進めるため、建築物の不燃化・耐震化のための規制誘導等により、防災空間を確保・拡充する。また、都市防災構造化対策を緊急かつ総合的に実施すべき都市については、道路・公園、河川・港湾、砂防等の都市基盤施設や防災拠点、緊急避難場所（避難地）、避難路、避難誘導標識等の整備に係る事業の計画を策定し、都市の防災化対策を推進する。なお、その他の都市については、必要に応じて事業計画を定めるものとする。

(2) 都市の防災構造化に関する事業の実施

地震に強い都市構造の形成を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

イ 都市基盤施設等の整備

避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を実施するほか、都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

ロ 緑地の整備・保全

土砂災害の危険性が高い山間部などの溪流・斜面等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を実施するとともに、津波災害に対する多重防御の一つとしての機能を有する公園緑地等を市町村が整備する際には、技術面等の支援を行う。

ハ 緊急避難場所（避難地）・避難路の確保、誘導標識等の設置

都市基幹公園等の広域緊急避難場所（避難地）、住区基幹公園の一次緊急避難場所（避難地）を計画的に配置・整備し、必要に応じ下水処理場等のオープンスペースを利用した緊急避難場所（避難地）及び避難路を確保するとともに、関係市町村は避難誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化するほか、津波災害に対する復旧・復興支援機能を有する公園等の整備に際しては、その役割や機能が果たされるよう指導を行う。

ニ 電線共同溝等の整備

地震の発生により道路敷を占有している電柱類が破損し、都市・地域生活の根幹をなす電線類（電力線・電話線他）の機能支障が生じるとともに、道路交通の障害となることが懸念されるため、被害の生じにくい地中化の推進が重要である。

このため、電線管理者と協議のうえ、災害時における安全性向上に資する収容施設としての電線共同溝を整備し、道路の無電柱化を進める。

ホ 防災拠点の確保・整備

都市公園について、防災拠点としての機能をより一層効果的に発揮するよう体系的に整備するとともに、河川についても、災害時の防災活動及び物資の集積・備蓄等の場としての機能や平常時の研修や訓練の場としての機能をもつ河川防災ステーションの整備を図る。

また、大規模災害時における県の広域防災拠点として、大分スポーツ公園を位置づけ、①災害対策本部の対応方針を受けて、必要な情報収集・関係機関との調整などを行う現地調整所機能、②自衛隊や海上保安庁、消防、警察など全国から派遣される応援部隊の進出・活動・宿営拠点機能、③救急救助のためのヘリポート・SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）機能、④全国から集積する救援物資の市町村地域内輸送拠点への仕分・輸送拠点機能を配置し、大分県広域防災拠点基本計画（平成27年6月策定）に基づき、各機能に必要な設備等を計画的に整備する。また、救助・救急、消火等を円滑かつ効果的に実施するため、関係機関と防災訓練等を通じて連携体制を構築し、実効方法の検討を行う。

3 地震火災の予防（土木建築部都市・まちづくり推進課・建築住宅課・道路建設課・道路保全課・公園・生活排水課、生活環境部防災局消防保安室、市町村）

(1) 地震火災予防事業の基本方針

地震により発生する火災の防止を前提にした事業として、今後予想される大規模地震の発生に際して、特に、地震火災の防止を図り、都市の不燃化を推進するための事業の基本方針は以下のとおりである。

イ 建築物や公共施設の不燃化の推進

地震火災防止のためには、建築物や公共施設の不燃化が不可欠なため、防火、準防火地域の指定等により、これらの不燃化を推進することができる。土地利用の変化や建物の更

新状況を見ながら、規制誘導を検討していく。

ロ 消火活動困難地域の解消

市街地の不燃化事業、都市構造改善事業、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の推進により、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域を解消する。

ハ 延焼遮断帯等の整備

広幅員の道路・公園等の延焼遮断帯を整備して都市の不燃化、市街地の緑地化を図り、空地等を確保することにより火災の延焼防止を図り、安全な防災都市の創出を図る。

ニ その他の地震火災防止のための事業

耐震性貯水槽等を計画的に整備するとともに、都市公園や防災拠点施設の整備を進め、消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

(2) 地震火災予防事業の実施

地震により発生する火災の防止を図り、都市の不燃化を推進するための具体的な事業の内容は以下のとおりである。

イ 防火、準防火地域の指定

建築物の集積度の高い商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定について検討する。

ロ 耐震性貯水槽等の整備

消防力の基準等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案し、予想される地震火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における消防水利・耐震性貯水槽等の整備を推進する。

第5節 建築物等の安全性の確保

建築物の災害予防施策に関する事業は、この節に定めるところによって実施する。特に、既存建築物の耐震性向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）及び同法に基づく大分県耐震改修促進計画（令和4年3月改訂）の的確な施行により、公共施設及び一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進に努めるとともに、がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。

1 公共施設の安全性確保（福祉保健部医療政策課、土木建築部建築住宅課・施設整備課、警察本部警務部会計課、教育庁教育財務課、市町村）

(1) 公共施設に関する事業の基本方針

県・市町村・消防・警察等の施設をはじめ、災害拠点病院等医療機関、学校、公民館等の救護・避難施設、不特定多数の者が利用する公的建造物の安全性を確保する。

(2) 公共施設に関する事業の実施

県及び市町村等は、所管施設について、以下の対策を講ずるものとする。

イ 耐震性の確保

新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要な建築物を選定し、耐震診断を実施し、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。

特に、発災時、災害対応の拠点となる県内自治体庁舎や避難所施設等の耐震化対策が必要である。

ロ 非構造部材の脱落・転倒防止対策

天井材等の非構造部材の脱落防止対策、家具等の転倒防止対策等の推進に努める。

ハ 非常用電源設備等の整備

自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検に努める。

ニ 津波浸水対策

できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水の恐れのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化の推進に努める。

また、浸水のおそれのある場所に非常用電源設備がある場合は、高い場所への移設や浸水防止対策を施す等の工夫に努める。

2 一般建築物の安全性確保（福祉保健部医療政策課・高齢者福祉課、土木建築部建築住宅課、市町村）

（1）一般建築物に関する事業の基本方針

イ 住宅をはじめ、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設や不特定多数の者が利用する劇場、集会場、百貨店、ホテル、旅館等の個々の一般建築物の安全性を確保する。

ロ 地震発生時に通行を確保すべき道路である「緊急輸送道路」沿道の建築物の耐震化を促進する。

（2）一般建築物に関する事業の実施

イ 耐震性の確保

施設管理者等を対象とした、耐震診断や耐震改修に関する相談窓口の開設や、講習会等を実施して知識の啓発、普及を図ることにより、診断、改修を促進する。特に旧耐震基準で建てられた木造住宅については、耐震診断や改修を促進するための助成等を実施する。

ロ 非構造部材等の脱落・転倒防止対策

天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具等の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等の促進に努める。

ハ 津波に対する安全性の確保

津波避難ビル等の施設管理者は、施設の適切な維持管理を通じて、津波に対する建築物の安全性の確保を図る。

3 文化財構造物及び公開・収蔵施設の耐震性確保（教育庁文化課）

（1）文化財構造物及び公開・収蔵施設に関する事業の基本方針

不特定多数の者が鑑賞等を目的とした利用を行う文化財構造物及び公開・収蔵施設については、耐震診断等により、これらの耐震化を推進する。

（2）文化財構造物及び公開・収蔵施設に関する事業の実施

文化財構造物の修理・修復事業にあたっては、耐震診断等を実施し文化財的価値を損なうことなく、耐震措置を講じることができるよう事業体系の整備を図る。文化財の公開・収蔵施設の新設、改修事業についても耐震措置を講じることができるよう事業体系の整備を図る。

第6節 公共施設等の災害予防

上・下水道、電力、ガス、交通、通信等のライフライン施設の災害予防に係る事業は、この節の定めるところによって実施する。ライフライン施設は、都市・地域生活の基幹をなすものであり、地震により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きいため、それらの被害を最小

限に止める予防施策を講ずるものとする。

1 上・下水道及び工業用水道施設の災害予防（土木建築部公園・生活排水課、企業局、市町村）

（1）上・下水道施設災害予防事業の基本方針

上・下水道施設は、県民の日常生活に不可欠であり、これまでも災害に備え、機能が保持できるように施設の整備を行っているが、引き続き地震災害に強い施設の整備に努める。そのため、老朽施設・配水管・管路施設等の点検・補修、浄水場・処理場等の耐震化・停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図る。

（2）上・下水道及び工業用水道施設の災害予防事業の実施

イ 上水道

各水道事業者における水道施設の整備については、社団法人日本水道協会制定の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等によって施設の耐震化を推進する。特に、水供給機能が麻痺した時の社会的影響の大きさにかんがみ、供給システム自体の耐震性の強化や飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を推進する。

ロ 下水道

新設の下水道施設については、建設当初の段階から耐震性及び耐浪性を確保する。また、既設下水道施設については、耐震性及び耐浪性の向上を図るために、地震・津波時において下水道が有すべき機能の必要度や緊急度に応じて段階的な整備目標を設定し、耐震化・耐浪化の促進に努める。

ハ 工業用水道

各工業用水道事業者における工業用水道施設の整備については、社団法人日本工業用水協会制定の「工業用水道施設設計指針・解説」等によって施設の耐震化を推進する。また、供給機能が麻痺した時の経済的影響の大きさにかんがみ、隧道の内部点検や補修、管路補修資材の備蓄等を推進する。

2 電力施設の災害予防（九州電力株式会社、企業局）

（1）電力施設災害予防事業の基本方針

地震災害に伴う電力施設被害の防止について恒久的設備対策計画を推進する。また、電力施設の耐震性確保及び被害軽減のための施策を実施し、地震による被害を最小限に止めるよう、万全の予防措置を講ずるものとする。

（2）電力施設災害予防事業の実施

イ 防災訓練の実施

災害対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施するとともに、国、県及び市町村が実施する防災訓練には積極的に参加する。

ロ 発電設備

電気施設の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動などを勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第51号）や日本電気技術規格委員会規格（J E S C）等に基づいて設計を行う。

水力設備の耐震設計は、発電用水力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第50号）、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）、ダム・堰施設技術基準（案）（国土交通省、社団法人ダム・堰施設技術協会）及びダム設計基準（日本ダム会議）等により行う。

ハ 送配電設備

（イ）架空電線路 耐震設計は、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）や日本電気技術規格委員会規格（J E S C）等に基づいて設計を行う。

(ロ) 地中電線路 油槽架台の耐震設計は、建築基準法により行う。

ニ 変電設備

機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、日本電気技術規格委員会規格（J E S C）等により行う。

建物の耐震設計は、建築基準法により行う。

ホ 通信設備

通信設備の耐震設計は、電気設備に関する技術基準を定める省令や日本電気技術規格委員会規格（J E S C）等に基づいて設計を行う。

ヘ 電線・電柱の地中化

架空線は、地震による二次的災害（火災）に比較的弱く、都市・地域生活の根幹をなす電力の機能支障が生じるとともに、道路交通の障害となることが懸念されるため、被害の生じにくい地中化の推進が重要である。

このため、道路管理者と協議のうえ、災害時における安全性向上のため、電線および電柱の地中化を推進する。

3 ガス施設の災害予防（大分瓦斯株式会社）

(1) ガス施設災害予防事業の基本方針

ガス施設災害予防の基本方針は、常日頃から災害が発生した場合にも対処できるよう備えておくとともに、災害発生時には、迅速かつ的確な措置により二次災害の防止と供給停止地域の極小化を図るため、これに必要な体制、設備・予防対策、緊急対策、復旧対策、支援体制の整備等を行うものとする。

(2) ガス施設災害予防事業の実施

イ 体制の整備等

(イ) 体制の整備

地震発生時においては、二次災害の防止、供給停止地域の極小化及び円滑な復旧体制の確立の観点から、体制を機動的なものに整備するとともに、地震時措置要領等の整備を行う。

(ロ) 設備・予防対策

設備・予防対策に必要な情報の入手等を行い、データを整備して設備・予防対策を講じる。

(ハ) 緊急対策、復旧対策

地震災害の被害情報の収集、初動体制、ガス供給停止及び供給開始等、緊急時対策及び復旧対策を計画的に講じるように努めるとともに、供給停止ブロックの形成を推進する。

(ニ) 支援体制

地震被害の程度によって、復旧対策のための応援隊の派遣要請、需要家に対する代替エネルギーの確保等に努める。

ロ ガス施設の災害を防止するための措置の実施

(イ) ガス製造所、供給所等の設備の整備及び維持管理

ガス発生設備、原料貯蔵設備、ガスホルダー及び防火設備等については、耐震性を考慮して整備する。また、緊急遮断設備等の整備を行って、地震災害の軽減を図る。

各設備の維持管理については、保安規程に基づいて定期的な保守点検整備等を行う。

(ロ) 導管関係設備

導管及び整圧器、バルブ等の付属設備については、保安規程に基づいて設置し、定期的な保守点検を行う。

導管のうち、新設導管については、耐震性の高いガス導管を採用する。既設導管についても計画的に耐震性の高いガス導管へ変更するように努める。

ハ 需要家への啓発対策

平常時からマスコミ等を活用して災害時の注意事項等を広報し、需要家の意識の啓発に努める。

4 通信設備の災害予防（西日本電信電話株式会社）

(1) 災害等が発生した場合において電気通信サービスを確保するために、次に掲げる事項を基本方針として、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し実施する。

イ 電気通信設備等の信頼性向上

耐水、耐震、耐火構造化等の推進

ロ 電気通信システムの信頼性向上対策

(イ) 主要伝送路の多ルート化・ループ化

(ロ) 主要中継交換機の分散設置

(ハ) 通信ケーブル地中化の推進

(ニ) 大都市におけるとう道（共同溝を含）網の構築

(ホ) 電気通信設備に対する予備電源の確保

(ヘ) 重要加入者の高信頼化（協議による2ルート化の推進等）

ハ 重要通信の確保

(イ) 重要通信に関するデータベースの整備

(ロ) 災害等時のトラヒックコントロール等

(2) 災害対策用機器及び車両の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するために、必要に応じて次に掲げる機器及び車両等を配備する。

イ 非常用衛星通信装置

ロ 非常用無線装置

ハ 非常用伝送装置

ニ 非常用電源装置

ホ 応急ケーブル

ヘ その他の応急復旧用諸装置

(3) 災害対策用資材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

イ 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

ロ 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

ハ 食料、医薬品等生活必需品の備蓄

非常事態に備え食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する。

ニ 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態下の借用交渉の難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、防災関係機関の協力を得て、非常事態下の用地確保の円滑化を図る。

(4) 防災演習

防災を円滑、かつ迅速に実施するため、次に掲げる内容の訓練を実施する。

なお、県・市町村等が実施する総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。

- イ 災害予報及び警報の伝達
- ロ 非常召集
- ハ 災害時における通信そ通確保
- ニ 各種災害対策用機器の操作
- ホ 電気通信設備等の災害応急復旧
- ヘ 消防及び水防
- ト 避難及び救護

5 携帯通信施設災害予防（KDDI株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティドコモ九州、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）

(1) 通信施設災害予防事業の基本方針

通信施設の耐震性の確保に関する事業を推進することにより、地震災害等異常時の一般通信サービスの確保を図るため、通信施設について、予防措置を講じ万全を期するものとする。

6 港湾・漁港施設の災害予防（九州地方整備局、土木建築部港湾課、農林水産部漁港漁村整備課、市町村）

(1) 港湾・漁港施設災害予防事業の基本方針

港湾・漁港施設は、大規模な地震災害発生時の緊急物資及び避難者・負傷者の海上輸送にあてられることから、海上輸送拠点としての機能が発揮できるよう岸壁等の耐震化の推進に努める。

(2) 港湾・漁港施設災害予防事業の実施

対象地域の拠点港湾・漁港及びこれを補完する港湾・漁港を位置づけ、耐震性を強めた施設（岸壁等）の整備を進める。なお、施設自体の地震、津波、液状化等による被害を防止するための施設整備計画は、「第1節 被害の未然防止事業の推進」による。

7 道路施設の災害予防（九州地方整備局、土木建築部道路建設課、道路保全課、市町村、西日本高速道路株式会社）

(1) 道路施設災害予防事業の基本方針

道路は、災害発生時の消防、救出・救助、避難、医療・救護、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、従来から災害に強い施設構造とすべく整備されているが、地震災害発生時の道路被害は、著しい活動障害となることが想定されるため、道路施設の耐震性確保を基本とする対策を推進する。

なお、道路、擁壁、周辺の人工斜面等の施設ごとに、老朽化したり、耐震性に問題のある箇所点検・補修を行うことにより耐震性の確保に努める。

(2) 道路施設災害予防事業の実施

イ 国・県・市町村

道路施設の重要度に応じて、既存道路施設の耐震性の向上のための補強対策を実施する。

(イ) 道路の整備

地震災害発生時における道路機能を確保するため、所管道路について、危険箇所調査を実施し、補修等対策工事により道路の整備を推進する。道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体崩壊が予想される箇所等を把握するため、「道路法面、盛土について道路防災点検」を実施し、この結果に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について対策工事を実施する。

(ロ) 橋梁の整備

地震災害発生時における橋梁機能の確保のため、所管橋梁については、点検調査を実施し調査結果に基づき対策が必要な橋梁について、架替、補強、落橋防止装置の整備を実施する。

(ハ) 横断歩道橋の整備

地震災害発生時における歩道橋が、落下等により交通障害物となることを防止するため、所管歩道橋の点検調査を実施し、補修等の対策を行う。

(ニ) トンネルの整備

地震災害発生時におけるトンネルの交通機能の確保のため、所管トンネルについて、安全点検調査を実施し、補強対策工事が必要である箇所について、トンネルの補強を実施する。

ロ 西日本高速道路株式会社

(イ) 西日本高速道路株式会社が管理する道路については、パトロール等により、道路状況を点検・調査し、各部の損傷に備え、必要な予防措置を講ずる。

(ロ) 地震災害発生時に備え、運転者の減速・停止措置等の安全運転の心得を広報しておくとともに、情報板による「通行止」、「速度規制」、「走行注意」等の表示、状況把握、応急復旧等の活動内容・方法についても周知しておく。

(ハ) 事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の分散配備、増強に努める。

8 緊急輸送道路ネットワーク計画（土木建築部道路建設課、道路保全課、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、交通規制課）

地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために、「緊急輸送を確保するために必要な道路」（以下「緊急輸送道路」という）のネットワーク計画（以下「大分県緊急輸送道路ネットワーク計画」）を、関係機関と協議し策定するものとする。

緊急輸送道路は、道路の耐震性が確保されているとともに、地震時にネットワークとして機能することが重要となる。このため、ネットワークとしての機能確保と多重化、代替性の確保に留意して策定した「大分県緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進する。

(1) 第1次緊急輸送道路ネットワーク

県庁所在地と地方中心都市相互の連絡、隣接する地方中心都市相互の連絡および、県庁所在地・地方中心都市と重要港湾・空港等を連絡する道路

(2) 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、災害医療拠点、ヘリポート、自衛隊等）を連絡する道路

なお、「第2章第1節 被害の未然防止事業」の「6 道路整備事業」及び「第6節 公共施設等の災害予防」の「7 道路施設の災害予防」のうち橋梁等を含む道路施設に係る整備や補強、補修については、緊急輸送道路を優先するものとする。

9 鉄道施設の災害予防（九州旅客鉄道株式会社）

（1）鉄道施設の災害予防事業の基本方針

鉄道施設は、地震災害に際して、乗客の安全確保を図るとともに、被災者や救援物資の輸送手段の役割を果たすことになるため、従来から災害に強い施設構造とすべく整備されている。今後、地震災害に際して鉄道施設に被害が生じた場合、著しい活動障害となることが想定されるため、施設の耐震化を進め、以下の方法により災害予防の一層の向上に努めるものとする。

（2）鉄道施設災害予防事業の実施

イ 施設、設備の耐震性確保

建造物の設計は、建造物設計標準（九州旅客鉄道株式会社）により、耐震性を確保する。

ロ 防災関係資材の点検整備

救援車、車両台車緊締用品、照明用具、ジャッキ類等を常に整備し、完全な状態にしておく。

ハ 避難誘導體制等の周知

（イ）事故、災害発生時、駅においてはコンコース、改札口等旅客の見やすい箇所に、旅客誘導上必要な情報の内容を掲示するとともに、随時放送を行い情報の周知徹底を図る。

（ロ）列車においては、乗客に速やかに不通の状況、列車の運行状況、接続関係等について詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な誘導に努める。

ニ 防災訓練

事故、災害発生時に、適切な処置がとれるよう、防災訓練を適宜実施する。

10 空港施設の災害予防（大分空港事務所、大分県）

（1）空港施設災害予防事業の基本方針

空港管理者は、地震災害に際して県内の空港施設の被害を防止できるよう、施設の耐震性確保等を推進するとともに、必要な物資・資機材、人員等の輸送拠点としての機能が発揮できるよう災害予防事業を推進する。

（2）空港施設災害予防事業の実施

空港管理者は、関係機関の協力のもとに次の諸対策を行うものとする。

イ 空港内関係機関で構成する自衛消防組織の強化に努める。

ロ 化学消防車、防火水槽、化学消火薬剤等の消防設備及び機材の整備を図る。

ハ 担架、医薬品等の救急用資材の整備を図る。

ニ 消防救難活動に必要な知識、技能を習得するため、平素から被害想定に基づいた訓練を実施する。

ホ 関係機関の協力を得るため、消火救難活動に関する応援協定等を締結する。

ヘ 航空に関する防災知識の普及を図る。

ト 安全運航の徹底を図るための指導を行う。

第7節 特殊災害の予防

特殊災害の予防は、危険物、火薬類、高圧ガス等の種類や属性に応じて法令を遵守しつつ、基本的な対策を実施することとなる。地震災害が発生した場合に危険が増大するこれらの物品及びその運搬、移動についての災害防止対策は、この節に定めるところによって実施するものとする。

1 危険物災害予防対策（生活環境部防災局消防保安室、市町村）

- (1) 最近の産業経済の発展に伴い危険物（消防法（昭和23年法律第186号）別表に掲げるものをいう。以下同じ。）の使用量が急速に増加しており、これらの製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「製造所等」という。）の施設数は減少しているが、老朽化に伴い危険物流出事故等が増加しているため、その維持管理については、一層厳正を期す必要がある。
- (2) 製造所等の維持管理の指導
県及び市町村は、それぞれが規制する製造所等について、随時に行う立入検査のほか、次の事項を重点的に少なくとも毎年1回以上定例的な立入検査を行い、製造所等における災害の防止について積極的な指導を行うものとする。
- イ 位置、製造及び設備の維持管理状況
 - ロ 消火設備、警報設備の保守管理状況
 - ハ 危険物の貯蔵及び取扱状況
 - ニ 危険物取扱者の立会状況
- (3) 危険物の運搬指導
危険物の運搬上の災害を予防するため、消防機関においては、随時警察官の立会を求めるなどして、運搬容器、積載方法及び運搬方法等に関する技術上の基準が遵守されるよう必要な指導を行うものとする。
- (4) 危険物の保安管理指導
県及び市町村は、製造所等の設置者又は危険物取扱者等に対する研修会、講習会又は協議会等を通じて、次の事項の遵守を指導する。
- なお、大規模な危険物を貯蔵し、又は取扱う事業所については、予防規程の作成を通じて必要な指導を行うものとする。
- イ 少量危険物、指定可燃物に関する届出等の励行
 - ロ 危険物（少量、指定可燃物含む。）の貯蔵及び取扱基準の遵守
 - ハ 休業、廃止の届出の励行
 - ニ 製造所保安管理体制の確立
 - ホ 危険物取扱者立会の励行
 - ヘ 危険物保安管理体制の確立
- (5) 危険物製造所等の未改修施設に対する改修指導
製造所等で、その施設が政令で定める技術上の基準に適合しないものについては、次の措置により、早期の改修整備を指導するものとする。
- イ 整備計画の提出を求め計画的な改修の促進（その裏付として改修期限の誓約書の提出）
 - ロ 消防機関の立入検査の強化
 - ハ 現地指導による整備計画の推進
 - ニ 誠意のない者に対しては、業務の停止命令等の行政処分

2 火薬類の保安対策（九州産業保安監督部、生活環境部防災局消防保安室、警察本部）

- (1) 火薬類製造所等の維持管理の指導
- イ 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく危害予防規程により、各火薬類製造所の製造保安責任者が、災害の発生を防止するため製造施設の構造、位置、設備及び製造方法がそれぞれ技術上の基準により、適切に維持管理、もしくは製造されているかどうかについて、保安検査、立入検査等により指導し、その維持管理の徹底を図る。
 - ロ 関係事業者で構成する保安団体を育成指導して、講習会の開催及び保安のための啓発等を行って、各事業者の自主保安活動を促進する。
 - ハ 火薬類の製造業者、販売業者に対し、危害予防規程に定めた災害等に関する保安教育・訓練等を従業員に行うよう指導する。
 - ニ 建築基準法に基づく耐火構造物等の特殊建築物は、その維持管理の遵守を指導する。

3 高圧ガス保安対策（九州産業保安監督部、生活環境部防災局消防保安室、警察本部、市町村）

- (1) 高圧ガスに係る保安は、法による規制に加えて、事業者の自主保安による確保に努める。
- イ 各事業者は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づいて、高圧ガスの製造、販売、移動、消費等に関する施設基準、運用基準、管理者資格、保安管理組織等が定められており、災害等における保安の確保は事業者の自己責任のもとに行うこととなっているが、立入検査、保安検査及び行政指導等により、その促進を図るものとする。
 - ロ 各事業者に対して、危害予防規程に定めた災害等に関する保安教育、訓練等を従業員に行うよう指導する。
 - ハ 関係事業者で構成する保安団体を育成指導して、業種別講習会の開催を行うほか、災害等に関する広域的な応援体制の充実強化を図るため、防災指定事業所の拡充、防災資機材の整備、また液化石油ガス販売事業者間の緊急時の各地域別出動体制の整備等を指導して、各事業者の自主保安の確保を促進する。
- (2) (1)の対策のほか、地震災害に関して次の対策を行うものとする。
- イ 液化石油ガス消費者保安対策
 - 地震災害を防止し、軽減するためには、LPガス設備等の耐震性強化をはじめ、地震発生時の対応、応急、復旧体制を予め整備し、災害発生時には有効に機能させるため次のことに取り組む。
 - (イ) 一般消費者の保安意識の高揚を図るため、保安講習会の開催、パンフレットの配布、ラジオ、テレビ等による啓発等の実施。
 - (ロ) 一般消費者の消費設備の保安確保を図るため、認定調査機関の育成指導、立入検査等の実施。
 - (ハ) 販売事業者に対し、法令に基づくLPガス設備等の耐震性向上のため、必要な設備の整備を促進する。
 - (ニ) 業界の保安団体による地震防災体制組織の整備を促進し、緊急点検等に必要な資機材の確保、防災訓練の実施、応急復旧体制の整備及び消費者に対する情報提供手段の整備等を行う。
 - ロ コンビナート事業所保安体制の確立
 - 高圧ガス保安法に基づく危害予防規程に地震防災規程、初動体制の整備等を指導して、保安を確保するよう指導するほか、大分県石油コンビナート等防災計画による。
 - ハ 高圧ガス移動中の保安対策
 - 防災指定事業所等の充実、応援隊員の研修、防災資機材の配備、移動監視者の保安講習会の開催、高圧ガス移動車両防災訓練の実施、及び高圧ガス防災事業所、同連絡所自主門前集合訓練の実施等を促進する。
 - ニ 国の定める高圧ガス設備等の耐震設計基準に基づいて、各関係事業者に対し、必要な耐震設備等の整備を推進する。

4 船舶等の海上及び岸壁等接岸時における危険物に関する保安対策（大分海上保安部）

- (1) 船舶等の海上及び岸壁等接岸時（以下「海上等」という。）における危険物に関する保安対策については、港則法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき、船舶が油、危険物等を運搬、荷役等する場合の保安の確保は事業者等の自己責任のもと行うこととなっているが、立入検査及び行政指導等によりその促進を図るものとする。
- (2) 関係機関等で構成する団体等を育成指導し、各種講習会、訓練において海上における流出油、有害液体物質等の防除等に関し初動体制の確保等必要な措置を指導する。
- (3) 特に大分港内のタンカーバース（シーバース）係留大型タンカー等については、積載危

険物だけではなく大量の燃料油の海上流出等により甚大な被害を惹起しかねないことから、船舶の緊急離岸等について災害防止に向けて関係機関等との調整により入出港及び緊急離岸等に対する確な保安体制を確保する。

第8節 地震防災緊急事業5箇年計画の推進

(大分県、市町村)

地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）の施行に伴い、都道府県知事は、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成8年度を初年度とする地震防災緊急事業5箇年計画を作成することができることとなった。

このため大分県では平成8年度を初年度とする地震防災緊急事業5箇年計画、更に、令和3年度を初年度とする第6次地震防災緊急事業5箇年計画を策定し、緊急を要する施設等の整備を重点的・計画的に行うこととなっている。

- (1) 対象地区は、既往地震や想定地震等を勘案し、大分県全域とする。
- (2) 計画対象事業は、以下の施設等である。

- イ 避難地
- ロ 消防用施設
- ハ 緊急輸送道路、緊急輸送交通管制施設、緊急輸送港湾施設
- ニ 共同溝等
- ホ 医療機関
- ヘ 社会福祉施設
- ト 公的建造物
- チ 海岸保全施設
- リ 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池
- ヌ 地域防災拠点施設
- ル 防災行政無線
- ヲ 備蓄倉庫

第9節 防災調査研究の推進

(防災関係機関、生活環境部防災局防災対策企画課、市町村)

県・市町村・関係機関が実施すべき地震防災対策上の課題に対応した防災調査研究の推進に関する事業は、この節に定めるところによって実施する。

1 防災調査研究の目的・内容

大分県の地震災害危険区域の実態を総合的・科学的に把握するため、国等が行う調査研究の成果や既往の被災事例等を参考に、地震による地盤震動、液状化、斜面崩壊、津波等によって災害の発生が予想される危険箇所や、建物倒壊、出火・延焼、ライフライン施設被害、人的被害等について資料収集、被災原因の分析等を行い、地域防災計画の見直しに反映させる。

また、地震時の防災関係機関職員の早期招集・活動要領、自主防災組織や各種のボランティア等の育成要領、県民生活への支援方策等に関する研究を推進する。

2 防災調査研究の実施体制

防災に関する調査研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努める防災関係機関等は、防災研究の基礎となる過去の災害記録、防災施設に関する資料、その他各種災害に関する資料を収集・分析し、適切な項目に分類整理し、必要により活用できるよう努めることとする。

第10節 社会資本の老朽化対策

(県、市町村、防災関係機関)

県・市町村・関係機関は、老朽化した社会資本について長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

第3章 災害に強い人づくり

- 第1節 自主防災組織
- 第2節 防災訓練
- 第3節 防災教育
- 第4節 消防団・ボランティアの育成、強化
- 第5節 要配慮者の安全確保
- 第6節 帰宅困難者の安全確保
- 第7節 県民運動の展開

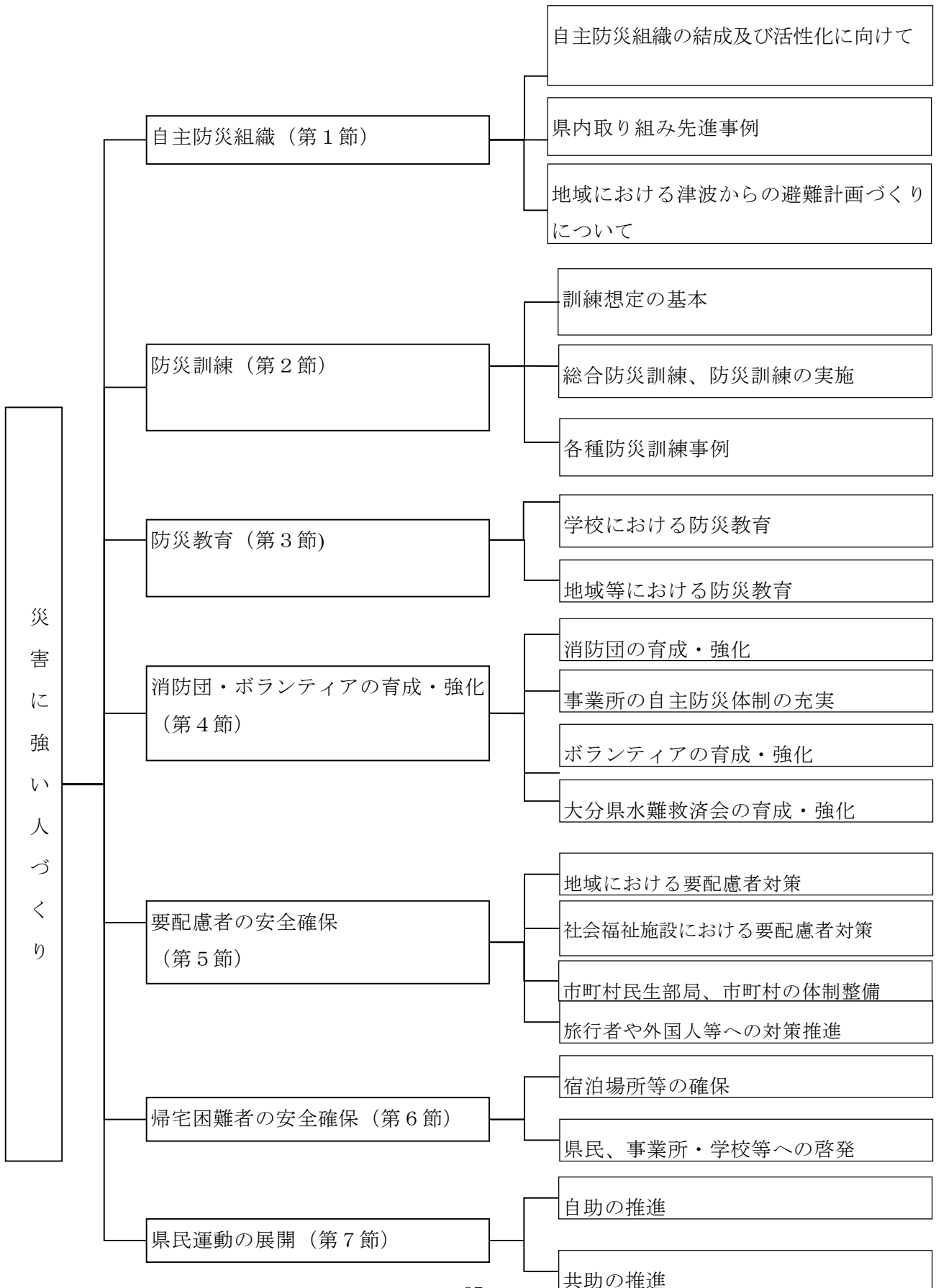
【災害に強い人づくりの基本的な考え方】

「災害に強い人づくり」は、県・市町村、防災関係機関、公共的機関・各種団体・民間企業等の防災担当職員並びに県民ごとの防災対策上の役割と責務を周知させるとともに、各々の防災意識を高め、災害時の防災対応力を向上させることを目的とし、県、市町村・消防機関並びに防災関係職員及び県民が主体となって取り組むべきものである。

したがって、「災害に強い人づくり」を目標に、県民の役割と基本的な防災知識を徹底して身につけさせることを基本に、自主防災組織、ボランティア、民間企業、報道機関等全ての組織が関わり、その対応能力を向上させる必要がある。

防災訓練、防災知識の普及啓発、消防団・自主防災組織の育成・強化、要配慮者対策の推進にあたっては、デジタル技術も活用しながら、地震災害の種類に応じて内容や方策を明確にして実施するものとする。

これらの節の体系図を以下に図示する。



第1節 自主防災組織

1 自主防災組織の必要性

地震・津波に備えるには、災害対策基本法第5条に規定された隣保協同の精神に基づく地域住民による自主的な防災活動を行える体制の確立が被害の未然防止、軽減に有効な対策となる。

自主防災組織の主な活動（地震・津波時）

| | 災害時の状況 | 自主防災組織に期待される活動・役割 |
|------|--|--|
| 発生前 | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災知識の普及 ○ 防災訓練の実施 ○ 資機材等の整備 ○ 災害危険箇所、災害時要援護者の把握等 |
| 発生直後 | <p>災害発生</p> <p>～ 災害発生直後 ～</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自身と家族の安全確保 ○ 近隣での助け合い（出火防止、初期消火、救助等） ○ 津波からの迅速な避難誘導 |
| 数時間後 | <p>地域で救援活動に当たる人も含めて、大部分の人が被災者であり、生命の危機・生活環境等の破壊に対し、自助と地域住民の共助が中心となる。</p> <p>～ 災害発生から数日間 ～</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 安否や被害についての情報収集 ○ 初期消火活動 ○ 救出活動 ○ 負傷者の手当・搬送 ○ 住民の避難誘導活動 ○ 災害時要援護者の避難支援 |
| 数日後 | <p>行政や公的機関による緊急対応や地域住民と自主防災組織としては、初動対応となる消火、避難、救出・救護、給食・給水等を実施する時期となる。また、外部から様々な支援活動、人材、支援物資が入ってくる時期でもある。</p> <p>（地域性や災害の規模によって外部からの支援時期は異なる。）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所運営 ○ 自治体および関係機関の情報伝達 ○ 他団体等への協力要請 ○ 物資配分、物資需要の把握 ○ 炊き出し等の給食・給水活動 ○ 防疫対策、し尿処理 ○ 避難中の自警（防犯）活動 ○ 災害時要援護者への配慮 ○ ボランティア活動のニーズの把握 |

2 大分県の現状と課題

大分県における自主防災組織の数は令和4年4月1日時点で3,565組織、組織率は97.86%であり、全国的にみても取組が進んでいるが、自主防災組織における防災訓練の実施率はコロナ禍の影響を受け令和3年度実績で45.6%となっている。今後は未組織の地域での組織化とともに、組織活動の再活性化と充実が課題となっている。

3 自主防災組織の果たす役割と活動

(1) 行政と地域住民との架け橋

東北地方太平洋沖地震の津波による避難勧告において、県内の避難率は1.8%であった。今後、避難率の向上を図るには、津波に関する情報伝達手段の拡充や防災教育・啓発の充実とともに、行政と住民との信頼関係の構築が重要であることから、自主防災組織が仲立ちとなり、行政と地域住民が平常時からコミュニケーションを密にすることで適切な行動がとれるよう取り組む必要がある。

(2) 地域コミュニティの活性化と防災体制づくり

自主防災組織は、ハザードマップを活用し、津波避難ビルや高台などの緊急避難場所や避難経路の見直し、海拔表示板の設置場所の検討及び地域の危険箇所や防災に役立つ施設などを確認する「防災まちあるき」や防災訓練を行うなど、地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取組みを進めるとともに、日ごろから高齢者の見守りや自治会の行事などを通じて、地域住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、災害時に有効な体制づくりを行う。

また、避難所の運営に自主防災組織があたる際、着替えや授乳のスペースなど女性の視点に立った対応が必要となるため、組織の立ち上げ・運営に女性の参加を促すことも重要である。

(3) 自主防災組織など自助・共助の取組の促進

避難訓練等の実施が困難な自主防災組織等に対しては、訓練等の実施とその定着を図るため、訓練の計画から実施までの取組を促進する。

(4) 防災訓練～学校との連携

自主防災組織は防災行動力の強化、組織活動の習熟及び関係機関団体との連携を図るため組織的な訓練を実施する必要がある。

津波に対しては指定緊急避難場所、避難路の周知を徹底し、地域住民が自主避難行動をとれるよう取り組む必要がある。

また、地域ぐるみで児童生徒の生命を守るため、地域の関係機関団体である学校とも協働して防災訓練を行う必要がある。なお、学校は市町村の指定避難所となっている場合も多く、災害時に地域住民の防災拠点として学校の防災機能の向上を図ることも重要である。

(5) 防災教育

自主防災組織は市町村の防災部局や消防署などと協力しながら、地域住民への防災に関する意識向上や知識の普及などの啓発に努める必要がある。特に津波防災啓発は地域の中で津波の知識や防災の経験を有した者が行うことが大切であり、そのための人材育成が重要である。

(6) 避難行動要支援者の把握と支援体制づくり

自主防災組織の原点は、互いに助け合い支え合う地域づくりである。自主防災組織は地域で支援を必要とする避難行動要支援者の把握と支援体制の確立のため、市町村民生部局や市町村社会福祉協議会の協力のもとに地域住民の理解を得るとともに、自治会、社会福祉施設、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、福祉事務所などと連携を図ることが重要である。

また、民生委員・児童委員は地域における自治会や自主防災組織と要配慮者との架け橋である。自治会や自主防災組織は、地域での防災訓練に、民生委員・児童委員にも参加を依頼し、要配慮者に配慮した避難方法や避難所の運営のあり方等について助言をいただき、要配慮者を含めた防災訓練を実施するとともに、声をかけ合い、助け合う隣保協同の気運を高めていくことが重要である。

(7) 率先避難と声かけ

津波が発生した際、まずは自主防災組織の役員等が率先して高台の指定避難所に避難する姿を見せることが地域住民の避難のきっかけになる。また東日本大震災で自主防災組織の役員が地域住民の避難誘導に時間をとられ被害にあった事例も踏まえ、玄関先での声かけやハンドマイクのサイレンを鳴らしたまま避難するなど、自主防災組織の役員等が自らの安全を確保しつつ、地域住民の緊張感を高め、避難行動を連鎖的に広げ、いち早く避難させることができるような工夫が重要である。

4 県の推進方針

自主防災組織の充実活性化の支援として次の取組を市町村と連携して推進する。

(1) 自主防災組織の要として活動できる防災士（防災リーダー）の育成・強化

- ・防災士養成研修の実施
- ・防災士スキルアップ研修の実施
- ・防災士相互支援ネットワークの構築に向けた取組への支援

(2) 自主防災組織における防災啓発の促進

- ・防災アドバイザー派遣の実施
- ・地震体験車や防災VR（バーチャル・リアリティ）動画などの疑似体験ツールの活用

(3) 自主防災組織が活動ノウハウを修得するための支援

- ・地域で行う避難訓練や避難所運営訓練への支援
- ・要配慮者世帯への家具等の転倒・落下防止対策への支援
- ・避難・救助活動具購入への支援

- ・ 県・市町村の防災訓練への参加促進

(4) 市町村との連携強化

- ・ 自主防災組織活性化支援センターの設置
- ・ 情報伝達手段の多様化、多重化への支援

(5) 地域における避難行動要支援者の支援体制づくりを推進

- ・ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の事前提供に係る同意の取得並びに個別避難計画の作成等に対する支援

5 地域における津波からの避難計画について

地域住民が自らの命を守り、かつ地域の避難行動要支援者を支援するためには、地域ごとに津波災害に備えるための体制や行動をあらかじめ整理した津波避難計画づくりが求められることから、平成25年9月に策定した大分県津波避難計画策定指針に基づき、平成27年度までに海岸線を有する県内の全市町村（12市町村）において市町村津波避難計画が策定されるとともに、津波による浸水が予想される地域においても、自主防災組織等が地域の実情を反映した、実践的な地域避難行動計画が策定された。

今後も、津波による人的被害を軽減するため、地域津波避難行動計画に基づいた避難訓練を定期的に行うなどにより、内容を検証し、迅速かつ安全な避難行動に繋げていくことが大事である。

6 緊急避難場所及び避難所

市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、指定緊急避難場所については、市町村は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

また、指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。さらに、避難所の耐震化、生活物資の提供、プライバシーの確保、健康・衛生面の管理、ペット同行避難の受入れ等の環境整備を進めるとともに、指定避難所における支援内容等について住民へ情報発信に努める。

7 地区防災計画

- (1) 市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、市町村防災会議において、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 防災訓練

県、市町村及び防災関係機関は、地域防災計画・防災業務計画等の習熟、防災関係機関の応急対応能力の向上、住民の防災思想の高揚等を目的に、自主防災組織、ボランティア団体、地域住民等とも連携し、各種災害に備えた地域の災害リスクに基づく防災訓練を実施するものとする。

なお、訓練実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

- 防災関係機関相互、更には県民の代表者等を含め連絡協調体制を確立しておくことが肝要であるので、訓練計画策定に向けた検討会や現地説明会等の調整過程についても、参加者間の人間関係構築に向けた訓練の一部という認識のもと、工夫を凝らした運営を心がけること。
- 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、旅行者、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めること。
- 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施すること。
- 図上訓練と実働訓練を交互に取り入れ、図上訓練で認識を統一した後、実働訓練を実施するなど、訓練の効率的な実施に努めること。
- 各市町村の地域の特性に応じた訓練項目・内容を精選した訓練実施に努めること。
- 訓練実施後に結果を検証のうえ、防災計画の実効性を確保すること。

1 訓練想定の基本

各種の防災訓練における想定地震・津波、想定津波高等は原則として次のとおりとする。

(1) 想定地震・津波及び地震動

第1部第4章第1節で想定する地震・津波、地震動とする。

(2) 想定津波高・津波到達時間

第1部第4章第1節3で想定する津波高及び津波到達時間とする。

本県の場合、南海トラフの巨大地震では、高さ1mの津波が最も早い地域では26分後に到達するものと想定されている。これに対し、活断層型の地震が発生した場合、震源に近い地域では数分以内の津波到達が予想される。よって、これらを踏まえ、避難に要する時間の長短等を考慮に入れた避難訓練の実施が必要である。

2 総合防災訓練の実施

県は、市町村及び防災関係機関との連携のもと、地震・津波災害時の防災体制の万全を期するため総合防災訓練を実施するものとする。総合防災訓練では、おおむね次に掲げる内容を取り入れて行うものとする。

- (1) 地震防災応急対策の実施に必要な要員の参集に関する訓練
- (2) 地震情報、津波警報等の情報の収集・伝達に関する訓練
- (3) 交通規制、事前避難等に関する訓練
- (4) 災害対策本部等の運営に関する訓練
- (5) 消火活動、避難誘導、救出救助活動、救急医療活動、道路の啓開作業、給水給食等の応急措置に関する訓練
- (6) 大規模広域災害時における円滑な広域避難のための実践的な訓練
- (7) その他地震防災応急対策の実施に関する訓練

なお、総合防災訓練には、多くの防災関係機関が参加することから、その準備段階を活用し、関係機関相互の協力体制確立に向け、担当者間の人間関係構築に努めるとともに、現地調整や受援など、防災関係機関の相互連携が必要な実戦的な訓練を実施すること。

3 防災訓練の実施

県、市町村及び防災関係機関は、津波による被害を防止するため、自主防災組織等とともに津波に対する防災訓練を実施する。津波に対しては自主避難行動が重要であることから、特にその啓発に努めるものとする。

(1) 住民等の防災訓練

市町村及び防災関係機関は、津波による被害のおそれのある地域の住民に対して、平時から指定緊急避難場所、避難路等を周知するとともに、地域住民による自主防災組織等の組織化、活性化を図る。

(2) 教育施設での防災訓練

県及び市町村は、学校等の教育施設において、児童・生徒等に対して津波に対する避難方法等を教えるとともに、自主的な避難が行えるよう指導する。また、野外活動における津波対応について、引率者となる教職員等にその方法を周知する。

(3) 要配慮者及び医療施設での安全確保

県及び市町村は、高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保のため、防災関係機関、地域住民及び自主防災組織等の協力を得て避難訓練を行う。

医療施設等では、関係機関を含めた防災組織の組織化を図るとともに、入院患者等を含めた避難訓練を行うことが必要である。

(4) 船舶等の安全確保

大分海上保安部、県、市町村及び防災関係機関は、船舶、海洋レジャー関係者等の避難活動が迅速かつ適切に行えるよう、総合防災訓練等の実施にあわせて、あるいは別途、防災訓練を実施し、津波来襲時における船舶等の避難の時期、避難方法等について周知する。

4 各種防災訓練例

(1) 地震・津波共通訓練

| 訓練名 | | 内 容 |
|------------------|-----------------------|---|
| 図 上 訓 練 | 訓練実施計画の策定訓練 | 防災担当者に、効果的な訓練実施の基礎となる訓練計画の策定能力を身につけさせるため、担当者自身に訓練計画を企画立案させる訓練。 複数の防災関係機関が集まり、担当者が協議検討しながら立案すれば、関係者間の人間関係構築にも繋がり、より効果的である。 |
| | 情報収集・集約訓練 | 進行管理者（コントローラー）が断片的な被災情報を訓練参加者（プレイヤー）に付与し、これを受けたプレイヤーが必要な情報をいかに迅速・正確に収集するか、また、他のプレイヤーがこれら情報を集約し、いかに対応すべきか、参加者がそれぞれの立場に立って行うロールプレイング方式での訓練。 |
| | 広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練 | 地区ごとの被災状況の大小、緊急輸送路その他道路の被災状況等の条件を付与し、どこに、どの経路で応援部隊を受け入れるのか、また、どこから、どの経路で派遣するのか等を参加者に判断させるロールプレイング方式の訓練。 |
| | 民間企業・ボランティア等の活用訓練 | 各種被害の状況、民間企業の職種、ボランティアの経歴・特技等の条件を付与した上で、参加者に各現場への的確な人員配置を行わせるロールプレイング方式の訓 |

| | | |
|------------------|------------------|---|
| 図 上 訓 練 | | 練。 |
| | 避難所運営訓練 | <p>参加者が避難所運営委員という立場で、生活の時間（起床、消灯、食事、清掃）、生活の基本（貴重品の管理、土足禁止、飲酒）、場所の設定（喫煙、携帯電話使用）、水・物資の管理、トイレの管理、ゴミ処理等のルール作り、その他必要事項についての検討を行う図上訓練。</p> <p>なお、実施に当たり、HUG（避難所運営ゲーム（静岡県総務部防災局西部地域防災局考案））などの利用も有効。</p> |
| | 離島等孤立可能性地域の想定訓練 | <p>津波や崖崩れなどによって交通・通信が寸断され、孤立するおそれがある離島、沿岸部、山間部の集落等を抽出した上で、地震・津波災害発生時の通信手段、救命・救出方法、医療活動、水・食料・医薬品等の搬入方法、交通経路の復旧、輸送活動、避難の方法等を図上で想定し、課題抽出と解決策、予め備えておくべきこと等をシミュレートする訓練。（図上演習）</p> <p>（具体的には、地域の人口、年齢構成、地形等を確認した上で、衛星携帯電話の活用、DMATへの連絡要請、ヘリコプターの緊急離着陸場所・物資投下拠点及び海上からの輸送接岸場所の想定、避難方法、現物備蓄しておくべき品目・量の検討等を行う。シミュレート後の実地踏査による検証も重要である。</p> <p>なお、図上想定を行うにあたっては、地区住民、消防、自衛隊、海上保安部、医療関係者（離島、沿岸部の場合は、港湾管理者、フェリー会社など）等と協議しながら課題の抽出や事前の取り決め等を検討することが望ましい。</p> |
| | 通学路実態把握のための訓練 | <p>児童・生徒が居住区ごとに班を編成（同じ通学路を使う者1班20名程度で編成）し、それぞれの班単位で通学路周辺における地震・津波時の危険予想箇所（家屋・塀倒壊、がけ崩れ、浸水）及び緊急避難場所（できる限り複数）等について地図を使って検討する図上訓練。（検討後の集団下校実施訓練及び訓練後の再検討も重要。）</p> |
| | ヘリコプター運用による救出訓練 | <p>山間部における地震による道路遮断、沿岸地域における津波による道路冠水等を想定した、ヘリコプターによる総合調整訓練（総合オペレーション訓練）、離発着訓練、被害状況監視訓練、孤立住民救出訓練、救援物資搬送訓練。</p> |
| 実 働 訓 練 | 教育施設における訓練 | <p>理科の実験や家庭科の実習など火を使った授業をしているときなどに行う抜き打ち訓練。</p> |
| | 避難所における避難者名簿作成訓練 | <p>事前に避難者名簿用の必要事項記入メモを準備しておき、避難訓練等の機会を利用し、参加者に実際に記入してもらったうえで、避難所管理の職員等がその内容をパソコン入力する訓練。</p> |

| | | |
|------|------------------------------|---|
| 実働訓練 | 避難所における生活支援訓練・物資集積拠点における配送訓練 | <p>段ボール等を活用したプライバシー確保のための区分けや避難者の正確な把握等を行う避難所開設訓練。</p> <p>ペットボトル・ポリ袋・段ボール・新聞紙・ブルーシート等を活用した、給食・給水・入浴等をスムーズに行うための訓練。</p> <p>避難者のニーズを把握し、これによって得た支援物資を的確に配分・搬送し、有効活用するための訓練。</p> |
|------|------------------------------|---|

(2) 地震対応訓練

| 訓練名 | | 内 容 |
|----------|------------------------------|---|
| 図上(実働)訓練 | 市街地(家屋密集地域)における避難路検討訓練 | <p>隣保班単位で緊急避難場所への経路実態に沿った道路閉塞箇所(火災・家屋倒壊・液状化等を原因とする閉塞)を想定し、種々の避難路を検討する訓練。</p> <p>※ 検討後の実働による検証も重要。</p> |
| | 斜面崩壊危険箇所隣接地域における避難路検討訓練 | <p>急傾斜地の土砂災害警戒区域等の崩壊及びそのおそれらを想定し、詳細地図上で安全な避難路を検討する訓練。</p> <p>※ 検討後の実働による検証も重要。</p> |
| | 住宅・工場等が混在する地域における緊急避難場所等検討訓練 | <p>地震後の工場有毒ガス漏出等を想定し、住民・事業者が共同で緊急避難場所等を風向きごとに検討する訓練。</p> <p>※ 検討後の実働による避難(誘導)訓練及びその検証も重要。</p> |
| | 安否確認・情報伝達訓練 | <p>地震直後を想定し、自治会の班長が各戸を回り、班員の安否確認を実施。各戸では付与された想定(負傷者・要救助者の有無、状態、ライフラインの状況等)を班長に伝え、班長は地区責任者を通じて、もしくは直接に、消防等に必要な情報を伝達する訓練。</p> |
| | 負傷者の救出・搬送訓練 | <p>倒壊家屋からの救出等を想定しての各種機材(自動車用ジャッキ、バール、ハンマー、ロープ、チェーンソー、ノコギリ、スコップ、消火器等)の取扱い訓練。</p> <p>更に、竹竿・毛布で簡易担架を作り、救出した負傷者を搬送する訓練。</p> |

(3) 津波対応訓練

| 訓練名 | | 内 容 |
|------------------|--------------------------------------|--|
| 図 上 訓 練 | 地区実態把握のための訓練 | <p>地区の公民館等に集合の上、少人数の班（回覧板を回す10～20戸程度を1班とする）ごとに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地図を活用の上、地震直後の集合場所、近隣地区の地震津波災害時の危険予想箇所、避難路、緊急避難場所を検討 ○ 避難行動要支援者の実態確認及び支援方法の検討等を行う図上訓練 <p>上記で確認した集合場所から避難路を経由し、緊急避難場所までの実働避難訓練。</p> |
| | 海溝型地震想定避難訓練（地震発生後、20分以内の避難完了を目指した訓練） | <p>自治会もしくは隣保班単位で、全戸が徒歩により20分以内の避難が可能な浸水想定区域外にある緊急避難場所（大分県津波浸水予測図における各地域における最大浸水深を超える高層ビル等を含む。以下この項目内について同じ）を検討しておいた上で行う避難訓練。</p> <p>県内への高さ1mの津波到達予想時間は、最短で佐伯市蒲江新町・丸市尾浦26分となっている。ただし、安全性を担保するためには、できる限り短い時間での避難が肝要であることから、訓練では、20分以内での避難完了を目指すものとする。</p> <p>なお、徒歩20分以内の距離に適切な緊急避難場所を設定できない所においては、津波到達予想時間内（中津市、宇佐市、豊後高田市及び姫島村にあっては1時間20分程度）に徒歩避難が可能な緊急避難場所を選定し、訓練を実施するものとする。</p> <p>また、避難行動要支援者の避難支援のため、津波到達予想時間内の避難完了には自動車を使わざるを得ない場合等、自動車使用の必然性も勘案し、避難方法を検討しておく必要がある。</p> |
| 実 働 訓 練 | 避難広報・情報伝達訓練 | <p>夜間や停電時を想定した、安全かつ効率的な経路で避難広報を行うための広報車の運用訓練。</p> <p>半鐘（寺の鐘）の使用や予め伝達経路を定めておいた上での近隣への相互声かけ等による情報伝達訓練。</p> |
| | 沿岸の観光施設における避難誘導訓練 | <p>予め、地震発生時の指定緊急避難場所を検討した上で行う、観光施設職員を対象とした避難誘導訓練。</p> <p>また、海水浴客、サーファー等への警報・指定緊急避難場所の周知、避難誘導を実施する訓練。</p> |
| | 教育施設における防災訓練 | <p>学校でのPTA授業参観等の機会を活用した「児童、生徒、保護者」参加による実働避難訓練（保護者に対しても、実際に子供の避難路、指定緊急避難場所を確認しておくことで安心感を与えることができる。）。</p> <p>宿泊を伴う避難訓練 ～例えば、夕食後に学校に参集（避難）し、防災教育（避難の重要性を学ばせる映像等視聴、地区ごとの指定緊急避難場所の確認等）を受け、</p> |

| | | |
|--------------------------------|--|--|
| | | <p>体育館・教室等で宿泊後、翌朝朝食を取って解散するなど、印象に残す工夫を凝らした訓練。</p> |
| | | <p>昼休み時間等に行う抜き打ち避難訓練。 前提として、事前に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定緊急避難場所、避難路を周知するための避難訓練 ・ 教師がいない場合の自己判断による避難の意識付け（指導） <p>を行った上で実施する。 クラス単位での統一行動をしていない時間帯であることから発災の合図とともに各人の判断で避難し、点呼は原則として避難先で実施するものとする。 なお、交通量の多い市街地の学校では、事前に教員を交差点等に配置するなどの配慮も必要。</p> |
| <p>避難行動要支援者及び医療施設等での安全確保訓練</p> | | <p>社会福祉施設や医療施設において、施設高層階への移動で対応できる場合や他所への避難をせざるを得ない場合等々を想定し、種々の避難路、指定緊急避難場所、避難手段を検討の上行う実働避難訓練。</p> |
| <p>船舶等の安全確保訓練及び船舶等への避難訓練</p> | | <p>種々の津波到達予測時間を想定して行う、船舶の港外退避訓練、係留強化訓練、小型船の高所固縛訓練。 また、大型フェリーボート等着岸場所付近においては、大型フェリーボート、旅客船を高所建物又は避難所と想定しての地域住民等を乗船させての緊急避難訓練及び避難所運営訓練。</p> |

地震・津波対策編 第2部 災害予防
 第3章 災害に強い人づくり
 第2節 防災訓練

| | 訓練名 | 内 容 |
|------------------|---------------------------------------|--|
| 実 働 訓 練 | 活断層型地震想定避難訓練（地震発生後、5分以内での避難完了を目指した訓練） | <p>自治会内において話し合い、予め各戸の緊急避難場所（それぞれが5分以内（概ね300mの距離）に徒歩避難可能な、ある程度安全性を担保できる高度を有する場所）を設定しておいた上で行う避難訓練。</p> <p>緊急避難場所としては、裏山、高台、高層ビル等で大分県津波浸水予測図（以下「浸水予測図」という。）の各地域における最大浸水深を超える高度を満たす場所が望ましいが、「5分以内」という条件の中では、適当な避難場所がない場合も考えられる。このような場合には事前の避難場所として、低層であっても鉄筋コンクリート作りの家屋等も考慮する。</p> <p>なお、緊急避難場所の高度が上記に満たない場合は、更なる避難が必要となることも考えられるので、緊急避難場所は、できる限り海岸から離れる方向での選定が必要である。</p> <p>また、現実的には、避難開始時点において地震種別（活断層型か海溝型か）が判明していない場合が多いと考えられるので、避難に際しては、事後の情報入手のため、ラジオ、携帯電話の携行が重要である。</p> <p>海溝型地震の場合、県内各地の高さ1mの津波到達予想時間は、最短で佐伯市蒲江新町・丸市尾浦～26分、別府湾沿岸地域で1時間20分程度となっている。</p> <p>よって、緊急避難場所が浸水予測図の浸水想定区域にある地区については、これら到達予想時間を勘案し、更なる避難先を検討しておかなければならない。</p> |

地震対応訓練モデルNo.1（図上、情報収集、消火、応急救護、負傷者搬送）

| | |
|--------------|--|
| 参加機関 | 自治会（自主防災会）、自治体、消防署（消防団）、社会福祉協議会 |
| 訓練規模 | 住民参加者 50人 |
| 訓練時間 | 図上訓練、情報収集、消火、応急救護、負傷者搬送訓練（計2時間） |
| 準備 過 程 | <ol style="list-style-type: none"> ① 訓練実施の決定（自治会（自主防災会）内で、いつ頃どのような訓練をするかを話し合い）～訓練日の90日前 ② 自治会から自治体・社会福祉協議会等へ相談・調整 → 訓練日程・内容の決定～60日前 ③ 自治会で訓練実施要項等作成 → 自治体へ協力依頼～50日前 ④ 地域住民に対し、訓練参加文書（参加申込書）を通知～40日前 ⑤ 参加申込書等の集約 → 訓練時必要物品の検討～20日前 ⑥ 訓練時必要物品の準備～10日前 ⑦ 訓練時必要物品の点検等最終確認～3日前 ⑧ 訓練会場（消火訓練）設営～1日前 |

| | 訓 練 内 容 |
|------------------|---|
| 図 上 訓 練 | <p>隣保班単位での話し合い（進行役～防災士、指導助言～消防団員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大判の住宅地図を使い、大地震の発生を想定し地図に危険箇所、避難路等を書き込みながら地域を点検する。 「危険箇所」～崖、危険物取扱施設、看板・ガラスの落下、老朽家屋・ブロック塀倒壊等。 「役立つ施設」～コンビニ、病院、公園等。 「役立つ物」～リヤカー、ブルーシート、ハシゴ、チェーンソー、防火用水等のある所。 「避難路・緊急避難場所」～地震後の家屋・ブロック塀の倒壊、火災等による道路障害を考慮し複数検討。 ○ 避難行動要支援者及び支援できる人の把握。 ○ 一時集合場所（近隣の避難者が一時的に集合し様子を見る場所、また避難のために一時的に集団を形成する場所）の選定、確認。 ○ 非常持ち出し物品、便利な物等の確認。 ○ 指定緊急避難場所の確認。 ○ 実働訓練に備え、話し合いの中で、班長・情報班員・負傷者役・情報提供者役等を選任しておく。 |
| 実 働 訓 練 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震発生の場合（サイレン等）を受け、班員は一時集合場所へ。 ～この時、数世帯は負傷者役、情報提供者役等として自宅に残しておく。～ ○ 班長が点呼実施。 ○ 班長が未参集者の安否確認と情報収集を複数の情報班員に指示。 ○ 情報班員は未参集者宅を回り情報を収集し、その内容を班長に報告。 <p>※情報内容</p> <ul style="list-style-type: none"> Aからの情報～父親がタンスの下敷きになって動けない。応援2名欲しい。 Bからの情報～電気・電話が不通。 Cからの情報～〇〇アパートの方から「パチパチ」と物が燃えるような音がる。 Dからの情報～水道が止まっている。 Eからの情報～玄関ドアが開かず出られない（ビル3階） <ul style="list-style-type: none"> ○ 報告を受けた班長は、応援を指示するとともに必要な情報を消防等に通報。 ○ 消防署員（消防団員）の指導の下、バケツリレーまた、消火器使用による初期消火訓練を行う。 ○ 家具の下敷きになった負傷者発見を想定し、消防署員（消防団員）の指導の下、応急救護方法（心肺蘇生法、骨折に対する応急手当、止血等）についての実地訓練、簡易担架による負傷者搬送を実施。 ※簡易担架～物干し竿2本、毛布1枚又はTシャツ・トレーナー等3枚程度を使った簡易担架の作り方について講習を受けた後、模擬搬送実施。 ○ 訓練終了後、情報収集訓練における情報伝達の正確性、迅速性その他訓練全般について、結果の検証を実施する。 |

地震・津波対策編 第2部 災害予防
 第3章 災害に強い人づくり
 第2節 防災訓練

津波対応訓練モデルNo.1 (図上、実働避難)

| | |
|------|--|
| 参加機関 | 自治会（自主防災会）、自治体、消防団、社会福祉協議会 |
| 訓練規模 | 住民参加者 150人（就学前幼児～80歳代高齢者） |
| 訓練時間 | 講話、図上訓練、実働避難訓練～各1時間（炊出し訓練は並行実施） |
| 準備過程 | ① 訓練実施の決定（自治会（自主防災会）内で、いつ頃どのような訓練をするかを話し合い）～訓練日の90日前 ② 自治会から自治体・社会福祉協議会へ相談・調整→訓練日程・内容の決定～60日前 ③ 自治会で訓練実施要項等作成→自治体へ協力依頼～50日前 ④ 地域住民に対し、訓練参加文書（参加申込書）・訓練時支援希望調査文書（要配慮者が訓練に参加する場合に手助けが必要か否かの希望を確認するための調査）を通知～40日前 ⑤ 参加申込書等の集約 → 訓練時必要物品の検討～20日前 ⑥ 訓練時必要物品の準備～10日前 ⑦ 訓練時必要物品の点検等最終確認～3日前 |

| 訓 練 内 容 | |
|---------|--|
| 講 話 | 講師～防災士 ○ 映像～被災状況等の視聴により、津波の怖さ・早期避難の重要性を訴え。 ○ 知識の啓発～発生の仕組み、過去の災害事例、県の津波想定。 ○ 訓練の重要性～自助・共助（行動につなげる態度、要配慮者に対する配慮等）の意識付け等。 |
| 図 上 訓 練 | 隣保班単位での話し合い（進行役～防災士、指導助言～消防団員） ○ 地域を知る～大判の住宅地図を使い、防災の視点で地図に危険箇所、避難路等を書き込みながら地域を点検する。 「浸水予想箇所」～ハザードマップと擦り合わせて確認。 「危険箇所」～崖、川、看板・ガラスの落下、ブロック塀倒壊等。 「役立つ施設」～コンビニ、病院、公園等。 「役立つ物」～リヤカー、ブルーシート、ハシゴ等のある所。 「避難路・緊急避難場所」～危険箇所・避難所要時間等を考慮し複数検討。 ○ 人を知る～避難行動要支援者の把握、支援できる人及びその在宅時間帯、支援可能な内容・程度等の把握（誰が誰をどのような方法で支援するかも検討）。 ○ 一時集合場所（近隣の避難者が一時的に集合し様子を見る場所、また避難のために一時的に集団を形成する場所）の選定、確認。 ○ 非常持ち出し物品、便利な物等の確認。 ○ 指定緊急避難場所及び避難目標時間確認。 |
| 炊 出 訓 練 | 婦人会、子供等が実施（昼食を兼ねる） ○ 避難所での給食、給水活動をスムーズに行うために、釜、飯ごう、大鍋等を使用した炊出しの方法を覚える。 ○ 被災後の衛生状態の悪い中で、大勢の人に配給することを考え、手や調理器具の洗浄を確実に。 |

地震・津波対策編 第2部 災害予防
 第3章 災害に強い人づくり
 第2節 防災訓練

| | |
|----------------|---|
| 実働 避難 訓練 | <p>隣保班単位で、指定緊急避難場所に避難 (原則、徒歩、リヤカーとするが、避難行動要支援者のために必要な場合は班長指定のうえ自動車を使用)</p> <p>○ 地震発生の場合(サイレン等)を受け、班員は一時集合場所へ。 ○ 班長が点呼実施、未参集者の確認及び避難行動要支援者の支援(自動車とリヤカー)を指示。 ○ 図上訓練で検討した避難路に従い避難開始。途上、各人が避難路の適否(想定外の危険箇所はないか、より近い道はないか、坂がきつくないか等)を確認する。 ○ 自動車使用の場合は必ず補助員を乗車させ、補助員は途上の安全確認、震災時の障害予測(倒壊家屋、ブロック塀、電柱)も行う。 ○ 訓練終了後、避難目標時間と実際の所要時間との擦り合わせを行うなど結果を検証する。</p> |
|----------------|---|

津波対応訓練モデルNo.2 (図上、実働～緊急避難・二次避難)

| | |
|--------------------------------------|--|
| 参加機関・訓練規模・訓練時間・準備過程～津波対応訓練モデルNo.1 参照 | |
| 訓練 シ ナ リ 概 要 | <p>※ 前提～実働訓練の前に図上訓練を実施し、予め参加者各人(各戸)の緊急避難場所、二次避難場所(緊急避難場所に危険が迫った場合の再避難場所)の選定等を行っておく。</p> <p>① 震源不明(活断層型か海溝型か不明)、体感震度6～7程度の地震が発生。 ② 発生直後に各人は予め選定しておいた指定緊急避難場所へ避難(このとき、携帯電話、ラジオを携行)。 ③ 緊急避難の後、「同地震が海溝型で、巨大津波が地震発生から20分後に到達する」とのラジオ情報入手を想定し、更に高い二次避難場所へ避難。</p> |

| 訓 練 内 容 | |
|------------------|--|
| 講 話 | <p>講師～防災士 内容～津波対応訓練モデルNo.1 参照</p> |
| 図 上 訓 練 | <p>隣保班単位での話し合い(進行役～防災士、指導助言～消防団員) 内容～津波対応訓練モデルNo.1を参照し、以下追加項目を記す。</p> <p>○ 緊急避難場所の選定(緊急避難の意味合い上、各戸ができる限り近い場所に緊急避難場所を選定する必要がある。このため、1隣保班内で複数となる場合もある。) 活断層型地震による津波を想定し、発生後5分以内に徒歩避難可能な、ある程度安全性を担保できる高度を有する場所を世帯ごとに選定する。近隣に浸水予測図の各地域における最大浸水深を超える高度を満たす高台や避難ビルがない場合は、原則として海に近づかない方向で最も安全と思われる場所(他に適切な場所がない場合、次善の避難場所として低層であっても鉄筋コンクリート造りの家屋を選定せざるを得ないこともある。この場合当該民家との話し合いも必要となる。)を選定する。</p> <p>○ 二次避難場所の選定(自治会もしくは隣保班単位で選定) 緊急避難場所の高度が浸水予測図の各地域における最大浸水深より低い場合、海溝型の地震津波に対応するため、二次避難場所を選定する。二次避難場所は、概ね「20分から緊急避難場所までに要した時間を差し引いた時間内」に徒歩での避難が可能な浸水予測図の浸水想定区域外の場所、もしくはできる限</p> |

| | |
|-------------------------|---|
| | <p>りそれに相当する場所を選定する必要がある。</p> <p>緊急避難場所が浸水予測図の浸水想定区域外にある場合であっても、例えば巨大津波の到達により孤立するおそれがある場合、また、避難ビル等で収容能力を超える避難者が参集するおそれがある場合等においては、前記と同様、二次避難場所を選定する。</p> <p>○ 避難行動要支援者への対応</p> <p>隣保班内の避難行動要支援者各人に対する介助者を複数指定するとともに、それぞれの避難行動要支援者に合わせ避難の方法、避難先を検討する。</p> <p>例えば、緊急避難場所へは背負って避難し、二次避難の場合は自動車を使用する等、隣保班周辺の実情に沿って検討しておく。</p> |
| <p>実働 避難 訓練</p> | <p>世帯単位で緊急避難場所に避難後、更に二次避難場所へ避難 (原則、徒歩、リヤカーとするが、避難行動要支援者のために必要な場合は班長指定のうえ自動車を使用)</p> <p>○ 地震発生の合図(サイレン等)を受け、班員はラジオ・携帯電話を携行し徒歩で緊急避難場所へ。</p> <p>介助者に指定されていた者(複数)は避難行動要支援者を伴い緊急避難場所へ(各人、予め検討していた避難方法～背負う、リヤカー使用、自動車使用～で避難する)。</p> <p>○ 避難完了直後に、各人がラジオで「巨大津波が地震発生後20分で到達する」との情報を入手したものと想定し、残された時間内(概ね「20分から緊急避難場所までに要した時間を差し引いた時間内」)に図上訓練で検討した避難路に従い更に二次避難場所へ。途上、各人が避難路の適否を確認する。</p> <p>○ 自動車使用の場合、運転に従事しない介助員は、避難行動要支援者の状態観察とともに途上の安全確認、震災時の障害予測も行う。</p> <p>○ 班長は避難者の確認を実施。</p> <p>○ 避難所要時間(地震発生の合図から緊急避難場所、また二次避難場所への避難完了までの時間)は、各人が記録しておく。</p> <p>○ 訓練終了後、避難所要時間、避難路、避難場所の適否等について結果の検証を実施する。</p> |

※「命は一つ。最悪を想定して行動することが必要。地震発生の際、活断層型と海溝型のどちらの地震であるのか即座に判断することは難しいため、活断層地震の影響が予想される地域では、強い揺れを感じたら、すぐに高台に逃げ、地震の情報を確認した後、より大きな津波のおそれのある海溝型地震であった場合は、更に高台に逃げるなど段階的な避難を考えることも必要」

～大分県地域防災計画再検討委員会有識者会議委員

東京大学地震研究所 地震火山情報センター長 佐竹健治 教授

第3節 防災教育

1 目標

災害による人的被害をなくすためには、事前の備えと早期避難が肝要である。東日本大震災では、中学生が小学生の避難を助け、また中学生等の避難行動がきっかけとなり周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えるなど、防災教育の有無が生死を分けた事例があったことから、防災教育の重要性が改めて認識された。このため、家庭、地域、職場、学校等において、周辺の災害リスクや自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育を実施する必要がある。

また、避難に当たっては地域においても防災リーダーを中心として地域コミュニティにおける自主防災組織を充実・活性化することが重要になることから、防災リーダーの養成、自主防災組織等各団体に対する研修会や講習会等を通じて、学校における防災教育と地域における防災教育がそれぞれ相互に補完しながら、人から人へ、子世代から孫世代へと受け継ぎ、横と縦のつながりを通じて県土の自然の特徴を理解しつつ高い防災意識を維持するために一体的に普及・啓発していくこととする。

東日本大震災で津波に遭われた方（いわき市久之浜町）から次のお話を伺った。

「35年前に亡くなり、今、生きていれば109才となる母から、小さい頃（小学校低学年頃）、紀伊半島の地震・津波の話聞き、『地震の時、海の近くは津波が来るから逃げるのよ』と言われた覚えがある。それから60年余り、今回3月11日の地震（東日本大震災）の時、その覚えが意識のどこかにあり、津波から避難することができた。60年余り前の幼い頃の母の教えが私の命を守った。」

教育の原点は、家庭にあり、親、祖父母、兄弟等の教えである。防災教育も同様に、家庭での教育が、子、孫の命を守っていく。そのため、家庭・学校・地域で災害の経験、教訓を伝えていくことが、次の世代を守る要となる。

2 学校等における防災教育

（1）基本方針

- イ 今般の東日本大震災のように想定した被害を超える自然災害等の発生に際しても、自ら危険を予測し回避するために、災害に関する基本的な知識を身に付けさせるとともに、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動を取ることができる「主体的に行動する態度」を育成する防災教育を推進する。
- ロ ボランティア活動などを通して、思いやりや生命尊重などの心を養い、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うための防災教育を推進する。
- ハ 災害時における児童生徒等の安全を確保するため、教職員の資質向上や津波に係る対応マニュアルの整備、自治体の防災担当部局等との連携体制の構築、地域ぐるみの避難訓練など防災管理・組織活動を充実していく。

（2）各発達段階等における防災教育

各学校等で、児童生徒等の発達段階や地域の実情を考慮して計画を作成し、指導にあたる。

イ 幼児

日常生活で、自らが安全に対する認識や関心を高めることができるようにする。災害時には、教職員・保育士や保護者の指示に従い行動できるようにする。また、危険な状態を発見したときには教職員や保育士など近くの大人に伝えることができるようにする。

ロ 小学生

（イ）低学年

安全に行動することの大切さを理解し、安全のための決まり・約束を守ることや身の回りの危険に気付くことができるようにする。また、危険な状態を発見した場合や災害時

には、教職員など近くの大人に速やかに連絡し、指示に従うなど適切な行動ができるようにする。

(ロ) 中学年

災害に関する様々な危険を理解し、危険に気付くことができるようにするとともに、自ら安全な行動をとることができるようにする。

(ハ) 高学年

中学年までの学習を一層深め、様々な場面で発生する危険を予測し、進んで安全な行動ができるようにする。また、家族など身近な人々の安全にも気配りができるようにする。さらに、簡単な応急手当ができるようにする。

ハ 中学生

小学校までの学習をさらに深め、災害安全に関して適切な行動をとるとともに、応急手当の技能を身に付けたり、防災への日常の備えや的確な避難行動ができるようにする。また、他者の安全に配慮することはもちろん、自他の安全に対する責任感の育成も必要である。さらに、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動（例：避難所運営の手伝い）等の大切さについても理解を深め、参加できるようにする。

ニ 高校生

自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献する大切さについて一層理解を深める。また、心肺蘇生などの応急手当の技能を高め、適切な手当が実践できるようにする。さらに、安全で安心な社会づくりへの理解を深めるとともに、地域の安全に関する活動や災害時のボランティア活動（例：避難所運営）等に積極的に参加できるようにする。

ホ 障がいのある児童生徒等

児童生徒等の障がいの状態、発達の段階、特性及び地域の実態等に応じて、自ら危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

(3) 防災教育の内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにする。

- イ 大分県における地震・津波の歴史
- ロ 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ハ 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ニ 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方
- ホ 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- ヘ 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力
- ト 災害時における心のケア

(4) 教育課程における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として教育課程の各教科・科目、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等に位置付け、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じ適切に実施する。

そのためには、各学校において指導内容、指導時間数について整理した「学校安全計画（生活安全、交通安全、災害安全を盛り込んだもの）」を作成し、安全学習と安全指導を密接に関連付けながら、計画的に実施する。

また、児童生徒等の学習効果を高めるため、危険予測の演習、視聴覚教材や指導資料の活用、地域校内の安全マップづくりなど指導方法の多様化を図る。

(5) 地域ぐるみの防災教育

児童生徒等は地域住民の一員という側面もあり、また、登下校時や放課後など学校管理下

外で災害に遭う場合も想定されることから、保護者等との連携を図りながら、自主的な判断力を養うとともに、地域における指定緊急避難場所等について理解させることが重要である。

そのため、学校として地域の防災訓練等に参加することや、学校を拠点とした防災教育プログラムを、地域住民と協働して実施するなど、日ごろから地域の防災担当部局、消防署、公民館や自主防災組織などの関係機関団体との連携を図るよう努める。

さらに、「学校安全委員会」に保護者や地域の防災関係者の参加を得るとともに、地域の「協育」ネットワークを積極的に活用し、体験学習や過去の体験談を聞く機会の設定、隣接する学校、病院等との合同避難訓練の実施等、学校、家庭、地域ぐるみの防災教育の推進に努める。

(6) 教職員に対する防災教育

全ての教職員は、災害発生時に児童生徒等の安全を確保するための適切な指示や支援をすることとともに、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じた防災教育を適切に実施することが求められる。

管理職や学校安全の中核となる教職員は、そのために必要な知識や技能について他の教職員に指導・助言し、防災管理・組織活動の体制の整備を図ることが必要である。

そのため、管理職や安全担当教職員に対する専門的知識や資質の向上を図る研修を充実させるとともに、各学校等においては、管理職や安全担当教職員を核とした校内研修の充実、避難時における学校での点呼のあり方や児童の引き渡し方法などを盛り込んだ地震・津波に対応したマニュアルの整備等を通じて教職員の防災対応能力や指導力の向上を図る。

3 地域等における防災教育

(1) 基本方針

イ 災害時に危険を認識し、状況に応じて自らの安全を確保するための行動ができるようにする。なお、防災教育に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者や被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

ロ 地域防災リーダー（防災士）を育成し、その者を中心に自主防災組織を充実・活性化することにより、地域ぐるみの防災対策を推進する。

ハ 防災関係機関や団体等への効果的な防災教育により、災害発生時の応急対応のための体制の早急確立ができるようにする。

(2) 一般県民に対する防災教育

防災対策企画課は、防災意識・知識の向上や防災の日常化を図るため、市町村や防災関係機関と協力して、県民に対する防災教育を実施するとともに、市町村等が行う防災教育に関し必要な助言を行うものとする。防災教育は、次の事項を含むものとし、マスメディア・ホームページ・SNSの活用、動画・映像の放映・配信、パンフレット・ハザードマップ等の配布、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。災害による人的被害をなくすためには、県民一人ひとりが、地域の災害リスクを把握し、早期避難を習慣化しておくことが肝要である。そのため、ハザードマップなど防災教育・啓発ツールを活用し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、①避難時に使用する道路状況を確認すること、②安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、③避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、④警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

イ 地震・津波に関する知識

(イ) 地震・津波に関する基礎知識、大分県の災害史等

(ロ) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること

さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など、津波の特性に関する情報

(ハ) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性があること、指定緊急避難所、指定避難所の孤立や避難所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性

ロ 各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等に関する知識

ハ 正確な情報入手の方法

ニ 警報等発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動、指定避難所での行動

ホ 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取決め

ヘ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛、適切な避難行動等防災上とるべき行動に関する知識

ト 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

チ 平素住民が実施しうる応急手当、3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、出火防止等の家庭での予防・安全対策

リ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

(3) 家庭における防災教育

教育の原点は、家庭にあり、親、祖父母、兄弟等の教えである。家庭での防災教育が、子、孫の命を守ることにつながるため、災害の経験、教訓を伝えていくことが重要となる。

そのため、地域の防災訓練に親子で参加し、住んでいる地域の特性を学ぶとともに、指定避難所の位置や避難経路を確認すること、子が学校教育で学んだことを家庭で共有することなど、地域における教育や学校教育と併せ、あらゆる機会を利用して家庭でのコミュニケーションを通じて、家庭における防災教育の充実を図るものとする。

(4) 自主防災組織に対する防災教育

防災対策企画課は、講習会を開催し、地域の防災リーダー（防災士）を養成するとともに、その者が中心となり自主防災組織の中で指導、啓発することにより、地域コミュニティにおける自主防災組織の充実・活性化を図るものとする。

また、地域防災リーダーの資質向上を図るため、研修会の開催などに取り組む。

(5) 防災上重要な施設における防災教育

防災対策企画課は、市町村や防災関係機関と連携して、危険物を取り扱う施設、不特定多数の者が出入りする施設、その他防災上重要な施設の管理者に対して、災害発生時に適切な行動がとれるよう、研修会や講習会等を通じて、防災教育を行うものとする。

(6) 各種団体等に対する防災教育

防災対策企画課及び消防保安室は、市町村や防災関係機関と連携して、少年消防クラブ、ハイスクール消防クラブ、婦人防火クラブ、事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織、その他団体等に対して、研修会や講演会等を通じて防災教育を行うものとする。

また、大分海上保安部は、海事関係者等に対して、平時から津波の危険性、津波来襲時の船舶等の避難方法等について防災教育を行うものとする。

さらに、日本赤十字社大分県支部は、市町村や防災関係機関と連携して、児童・生徒及び地域住民に対して、次の事項を含む必要な防災教育を対象者（年齢）に合わせた内容で行うもの

とする。

イ 避難所生活で特に体調悪化や生活不活発病を生じやすい高齢者を適切に支援するための知識と技術を習得する「災害時の高齢者生活支援講習」

ロ 心肺蘇生、応急手当等の知識と技術を習得するための「救急法講習及び幼児安全法講習」

ハ 災害時における危険の理解と安全な行動の仕方、非常持ち出し品や災害時の食事体験等を通じ、災害から命を守る力を身につけるための「防災プログラム」

(7) 防災対策要員（県職員等）に対する防災教育

県職員、市町村職員のうち災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、次の事項を含む必要な防災教育を行うものとする。

イ 地震・津波に関する知識

ロ 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識

ハ 職員等が果たすべき役割

ニ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

ホ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

(8) 災害教訓の伝承

県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する各種資料（古文書、自然記録、映像等）や調査分析結果等をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

なお、公開にあたっては、事前に古文書の信頼性の検証を行っておくことや、県民にもわかりやすい自然記録の解説を付記するなど、その資料の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

県及び市町村は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第4節 消防団・ボランティアの育成、強化

消防団、自主防災組織（事業所）の育成及び強化に関しては、この節に定めるところによって推進する。

1 消防団の育成・強化（生活環境部防災局消防保安室、市町村）

（1）消防団の育成・強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで地域社会における地域防災力の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。

しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、地域との連携を進めながら、その育成・強化を図ることが必要となっている。

（2）消防団の育成・強化策の推進

県及び市町村は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

イ 消防団員への理解の促進

消防団は、地域防災力の中核として位置づけられていることから、自主防災組織や防災士等と連携を図りながら、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、ひいては消防団への加入、協力する環境づくりを進める。

ロ 消防団への加入促進

消防団員数は少子高齢化等の要因から減少の傾向にあるため、若年層をはじめとする地域住民に対する消防防災思想の普及啓発を担う地域消防アドバイザーへの活動支援、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の採用促進等を通じて消防団への加入を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、消防学校における教育訓練の充実を図る。

ハ 消防団組織・制度の多様化

地域住民、女性が入団しやすい組織・制度として特定の活動にのみ参加する「機能別団員・分団制度」、特に、大規模災害時に限定して出動し、基本団員だけでは対応できない役割を担う「大規模災害団員」の導入を促進する。

2 事業所の自主防災体制の充実（生活環境部防災局消防保安室、商工観光労働部経営創造・金融課、市町村、防災関係機関）

（1）多数の者が勤務し又は出入りする施設については、自らの施設からの災害の未然防止・拡大防止を図るため、消防法により消防計画を作成し自衛消防組織を設置することとなっている。

今後は、それら施設に対する消防機関による指導を強化するとともに、法令に基づき段階的に適切な措置を施す等、適正な対策を講ずることとする。

また、それ以外の事業所についても、自主的な防災組織の設置を推進することとし、関係機関は指導に留意するものとする。

なお、自衛消防組織の行うべき事項は次のとおりとする。

イ 防災訓練、消火設備等の維持管理

ロ 消火活動、通報連絡及び避難誘導措置

ハ 防災要員の配備

ニ 情報収集能力の強化（連絡体制の確立）

（2）災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、地域貢献等）を認識させるとともに、業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定を促す。

3 ボランティアの育成・強化（大分県、市町村、防災関係機関）

災害発生時には、被災地や被災者個々の状況に応じた支援活動が重要であり、県・市町村など公

的機関の応急・復旧活動や、自主防災組織の活動とともに、ボランティア・NPO等の特性を活かしたきめ細かな支援活動が不可欠である。

このため、県・市町村及び防災関係機関は、ボランティア・NPO等活動の支援に関する情報提供やコーディネート等を実施する「(福)大分県社会福祉協議会 大分県ボランティア・市民活動センター」や「(公財)おおいた共創基金」などと連携し、平時からボランティア・NPO等と顔が見える協働関係を構築し、ボランティア・NPO等が効果的に活動できる環境整備を行う。

また、大分県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会が設置する災害ボランティアネットワークに参画し、協力・連携体制の整備、情報交換、災害時の備え等を行う。

さらに、災害ボランティアセンター運営の核となるリーダーの更なる育成や、運営実務を行うスタッフを育成するため、県・市町村社会福祉協議会職員や県・市町村職員等を対象に、ボランティアの活動場所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生防止を含めた研修を実施する。

なお、大分県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

4 大分県水難救済会の育成・強化（海上保安部）

海上における救命防災体制を強化するため、大分県水難救済会会員に対し、所定の訓練及び講習等を実施し、救命防災体制の確保を図る。

第5節 要配慮者の安全確保

「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。また、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。

避難行動に支援を要する人だけでなく、避難所での生活に困難を来す人も「要配慮者」に含まれる。

① 災害発生時の避難行動に支援を要する人

例えば

- ・四肢、視覚、聴覚等に障がいがある人
- ・状況の把握が困難な人（知的障がい者、精神障がい者、認知症の人）
- ・要介護の高齢者
- ・日本語の理解が不十分な外国人など

② 上記の他、自分自身で避難行動はとれるものの避難所等での生活が困難な人

例えば

- ・人工透析を行っている人
- ・インスリンの自己注射をしている人
- ・特殊な薬剤（治療）を必要とする人（精神疾患患者、難病患者等）
- ・集団生活や環境の変化になじみにくい人（発達障がい児・者）
- ・妊産婦や乳幼児

など

要配慮者の安全確保及びその防災活動の支援を行うための対策は、この節に定めるところによって実施する。

1 地域における要配慮者対策（福祉保健部福祉保健企画課・健康づくり支援課・高齢者福祉課・子ども未来課・子ども・家庭支援課・障害福祉課、生活環境部防災局防災対策企画課・消防保安室、市町村、公共的団体、自主防災組織）

（1）避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用等

イ 市町村は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（H25.8月（R3.5月改定）内閣府）を参考に、地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行う措置について定めるものとする。

ロ 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとするとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

ハ 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

- ニ 市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。
- ホ 市町村は、避難支援等に関わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等など避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意及び必要に応じて避難支援等関係者の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供する。多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報及び個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- ヘ 市町村は、避難支援等関係者に平常時から避難行動要支援者の名簿情報及び個別避難計画を提供するために、避難行動要支援者本人に郵送や戸別訪問など直接的な働きかけを行うほか、より積極的に避難支援を実効性あるものとする等の観点から、本人の同意がなくても平常時から名簿情報及び個別避難計画を避難支援等関係者に提供できるよう、条例による特例措置を検討することとする。
- ト 市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。
- チ 生活環境部防災局防災対策企画課及び福祉保健部福祉保健企画課は、市町村における避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を支援する。
- リ 福祉保健部健康づくり支援課・高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害福祉課は、市町村が行う避難行動要支援者名簿の作成が円滑に行われるよう協力する。

（2）避難誘導體制の整備

市町村は、避難行動要支援者の避難誘導が円滑に行われるよう、平常時において、自主防災組織との協働により地域ごとに緊急避難場所の確保及び避難路の整備を行うとともに、定期的な防災訓練により検証を進める。

また、市町村は、自力での移動が困難な避難行動要支援者の避難に際して、各自主防災組織が地域の実情に応じて、個別避難計画等により自動車の利用など移手段をあらかじめ決めておくよう支援する。

生活環境部防災局防災対策企画課は、市町村における避難誘導體制の整備に対し支援する。

（3）福祉避難所の指定

市町村は、指定避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

指定にあたっては、社会福祉施設だけでなく、特別支援学校や旅館・ホテル等とあらかじめ協定を締結し、指定避難所での集団生活に支障をきたす要配慮者とその家族に対しては、多様な避難場所を提供できるよう努めるとともに、必要に応じて福祉避難所ごとに受入対象者を特定し、指定した福祉避難所に関する情報を住民に周知（公示）する。また、福祉避難所の設置にあたっては、公共施設や特別支援学校、旅館・ホテル等を福祉避難所として利用する場合においても介護職員の派遣等について、社会福祉法人等に協力を要請する。更に、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める

ものとする。

福祉保健部福祉保健企画課、健康づくり支援課、高齢者福祉課、こども未来課・こども・家庭支援課、障害福祉課は、市町村における福祉避難所の指定・運営を支援するため、所管の社会福祉法人等に対し、所有する施設の使用や職員の派遣等について協力を要請する。また、大分県社会福祉協議会との協働により、一般避難所における福祉ニーズの把握や必要な福祉サービスの供給等要配慮者の支援を行うため、福祉専門職等からなる災害派遣福祉チーム（DWA T）の体制の充実を図る。

さらに、福祉避難所に関する周知や事前準備も含めた「福祉避難所開設・運営マニュアル」を活用した市町村職員、福祉避難所となる社会福祉施設職員、社会福祉協議会職員等を対象とした福祉避難所に係る人材育成等研修会を実施する。

【福祉避難所について】

1 福祉避難所の入所対象者

福祉避難所は、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者を対象とする。

2 福祉避難所への入所対象者の把握

市町村は要配慮者の情報を基に、福祉避難所の入所対象者概数及び現況を平常時に把握しておく。

3 福祉避難所として利用可能な施設の把握

市町村は、現状において要配慮者の入所が可能な社会福祉施設だけでなく、一般の指定避難所のように現況では特別の機能を有していない場合であっても、災害発生に伴い設備を整備することによって福祉避難所として利用可能となる施設に対して、災害時に緊急的な受入れを要請する可能性があることから、それらの施設に関する情報もデータベースとして整備を行う。

また、災害時にすぐに福祉避難所が利用できない場合は、一般の指定避難所に要配慮者の窓口を設置するとともに、介護や医療相談を受けるスペースを確保する。

4 福祉避難所の指定目標

福祉避難所は、要配慮者や同居家族の生活圏等に配慮し指定することとするが、地域における身近な避難所として、市町村は小学校区に1か所程度の割合を目標とし、指定を推進する。

（4）防災設備・物資・資機材等の整備

防災対策企画課及び市町村は、災害初期の食料・飲料水等について、おおむね3日間を住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進するための啓発を行う。

福祉保健企画課及び市町村は、要配慮者に配慮した救援活動が行えるよう、物資の備蓄・調達体制の整備を行う。

（5）在宅高齢者、障がい者に対する防災知識の普及

市町村は、ホームヘルパーや民生委員・児童委員等、高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検や適切な避難行動等の防災知識普及を推進する。

また、健康づくり支援課及び市町村は、透析患者、人工呼吸器患者及び在宅酸素患者等の難病患者に対して、「お薬手帳」の常備や病状・かかりつけ医療機関・服用薬などを記入できる「難病患者のための災害時準備ガイドブック」の携帯等、自らを守るための資源の活用について普及啓発に努める。

2 社会福祉施設における要配慮者対策（福祉保健部福祉保健企画課・高齢者福祉課・こども未来

課・こども・家庭支援課・障害福祉課、保護・監査指導室、生活環境部防災局防災対策企画課、市町村、社会福祉施設・病院等の管理者、自主防災組織)

(1) 組織体制の整備

- イ 福祉保健部各課及び市町村は、要配慮者が利用する社会福祉施設等の安全確保のための組織・体制の整備を促進するよう施設を管理する社会福祉法人等を指導・支援する。
- ロ 市町村は、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じて、それらの組織と社会福祉施設等との連携を図り、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制を整備する。
- ハ 社会福祉施設等の管理者は、災害時に備えてあらかじめ防災組織を整備し、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施する。特に、夜間や荒天時等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導體制に十分配慮した体制を整備する。また、市町村、自主防災組織、近隣住民と連携をとり、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。
- ニ 福祉保健部各課は、県内の社会福祉施設等が災害時に他の施設からの職員派遣や施設利用の協力等が得られるよう、応援協定の締結等、施設相互の協力体制整備を支援する。

(2) 防災設備等の整備

- イ 福祉保健部各課及び市町村は、社会福祉施設の管理者に対して、施設利用者及び入所者の安全確保のために防災設備等の整備を促進するよう指導・支援する。
- ロ 社会福祉施設等の管理者は、施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに、災害発生直後の施設利用者及び入所者の生活を維持するため、物資及び防災資機材等を整備する。また、災害発生に備え、消防機関等への緊急通報、避難誘導のための防災設備及び体制の整備を行う。

(3) 要配慮者を考慮した防災基盤の整備

- 市町村は、施設利用者及び入所者の災害対応能力及び社会福祉施設の立地を考慮し緊急避難場所及び避難路等の防災基盤の整備を図る。
- また、防災対策企画課は、市町村の防災基盤の整備事業を支援する。

3 要配慮者対策における市町村民生部局の体制整備

災害の発生に伴い、被災市町村においては、指定避難所の設置管理、食事・物資の提供、遺体の取扱い等の災害救助関係業務のほか、民生関係業務として、生活福祉資金の貸付、応急仮設住宅等における福祉サービスの実施、り災証明の発行等、膨大な種類と量の業務が発生することから、災害の規模及び行政機能状況等を勘案し、以下の点に留意しながら、福祉に係る災害応急対策を実施する。

- (1) 災害発生により食事・物資の分配業務、遺体の取扱い業務等の災害救助関係業務と並行して障がい者及び高齢者に対するホームヘルパーや手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービス等の福祉関係業務の増大にも対応できるよう、業務処理体制の確保に努めること。
- (2) 近隣市町村と災害援助協定を締結している場合にあっては、速やかに応援を要請すること。
- (3) 県を通じ、内閣府政策統括官（防災担当）に対し、他都道府県の市町村民生部局等の職員の応援を要請すること。
- (4) 災害発生後一定の期間経過後に業務量が増大することから、時間の経過とともに変化する状況に対応した組織と人員の投入に留意しつつ、対策を講ずること。

4 傷病者対策における市町村の体制整備

災害発生直後の混乱した状況の中では、特殊な医療を必要とする患者を含め、傷病者に対しても特別な配慮が必要となる場合がある。市町村は、これらの者の安全の確保をはじめ、医療機関の被災状況の把握、避難誘導を行うための体制を整備する。

5 旅行者等の安全確保（商工観光労働部観光局観光政策課、市町村、観光施設管理者、自主防災組織）

（1）基本方針

観光地を多くかかえる大分県の特性を考慮し、県・市町村、防災関係機関及び観光施設等の管理者は、土地勘のない旅行者等が地震災害に遭遇した場合を想定した安全確保対策や避難・救護・輸送対策の構築に努める。

（2）実施内容

県、市町村及び施設管理者等は、以下の点に留意した対策を推進する。

- イ 市町村は、指定避難所・避難路の標識が観光客・旅行者等にも容易に判別できる表示とし、その安全確保に努める。
- ロ 市町村及び自主防災組織等は、地域全体で地震災害時の観光客・旅行者等への安全確保や救助活動を実施できる体制を整備する。
- ハ 旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時の避難誘導體制を事前に整備しておくなどの宿泊客の安全を確保することにとどまらず、被災者への救援活動の拠点となれるよう、平素から食料、飲料水、医薬品等の備蓄や被災者の収容・受入れ体制の整備に努めるものとする。
- ニ 県は、観光客・旅行者対策の実施状況を的確に把握しておくとともに、適宜その対策を支援する。

6 外国人の安全確保（企画振興部国際政策課、市町村、各公共的団体、自主防災組織）

（1）基本方針

市町村は、国際化の進展に伴い、県内に居住、又は来県する外国人が増加し多様化していることをふまえ、言語・文化・生活習慣の異なる外国人が受ける被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。

（2）実施内容

市町村及び防災関係機関は、以下の点に留意した対策を推進する。

- イ 市町村は、指定避難所・避難路の標識への外国語の付記、災害時の多言語による広報等、外国人に配慮した情報伝達手段の整備に努める。
- ロ 市町村、公共的団体及び自主防災組織等は、地域全体で外国人の安全確保、救助活動、安否確認等の支援体制を整備する。
- ハ 市町村は、地震災害時に地域内で生活する外国人の安全確保を図るため、多言語による防災知識の普及活動を推進し、外国人を対象にした防災教育を実施するよう努める。具体的には、英語を始めとする外国語の防災パンフレットやビデオ等の作成・普及、外国人を対象とした防災訓練の実施を推進する。
- ニ 県、市町村は、国が行う研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努める。

第6節 帰宅困難者の安全確保

大規模な災害が発生した場合、都市部では、交通機能停止等により自力で自宅に帰ることができない人々（以下「帰宅困難者」という。）が発生することが予想される。

これらの帰宅困難者の安全確保のために以下の事前措置を講ずる必要がある。

1 宿泊場所の確保（市町村・企画振興部交通政策課・生活環境部防災局防災対策企画課・交通機関・事業所・学校）

市町村は、中心部の公共的施設等を宿泊所として提供できるよう施設の管理者等とあらかじめ使用協定を締結するよう努める。なお、宿泊所の確保にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した宿泊所の運営に努める。

事業所・学校等は帰宅困難者の宿泊に対応できるよう食料・水・毛布などの生活用品の備蓄に努める。

生活環境部防災局防災対策企画課は市町村と公共的施設等との協定締結を支援する。企画振興部交通政策課は、代替交通機関の確保等についてJR等の交通機関と検討を行う。

2 県民、事業所・学校等への啓発（生活環境部防災局防災対策企画課、市町村）

（1）県民への啓発

県は、県民に対して、帰宅が困難な場合には安全な場所にとどまること、家族間の連絡手段や徒歩帰宅の経路を事前確認すること等、平常時からの備えの重要性について啓発を行うとともに、災害用伝言ダイヤル等を活用した安否確認等について周知を行う。

（2）事業所への要請

県及び市町村は事業所・学校等に対し、災害時の従業員・学生等の安全確保を図るため、帰宅困難者を想定した食料・物資の確保、備蓄等の検討を要請する。

また、県及び市町村は、コンビニエンスストア、外食店舗等を徒歩帰宅者の立ち寄り所として利用できるようトイレ、水、情報の提供について、あらかじめ協定を締結する。

第7節 県民運動の展開

自然災害の発生を防ぐことはできないが、その被害は県民一人ひとりの日頃の努力によって減らすことが可能である。行政による「公助」はもとより、自分の命は自分で守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」を実践し、地域社会における防災力を向上させることによって、被害を最小限に抑える減災社会を実現しなければならない。

1 自助の推進

- (1) 県民は防災に関する研修会、防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に参加し、防災に関する知識及び技能の習得に努めるものとする。
- (2) 県民は、自らが生活する地域において、市町村、県その他の関係機関が提供する防災に関する情報を活用して災害が発生するおそれのある危険箇所、指定緊急避難場所、避難経路、避難方法その他の安全の確保に必要な事項について確認するとともに、安否確認の連絡方法をあらかじめ確認しておくよう努める。
- (3) 建築物の所有者は、当該建築物について耐震診断を行うとともに、その結果を踏まえ、耐震改修その他の適切な措置を行うよう努める。
- (4) 県民は、災害の発生に備え少なくとも3日分の食料、飲料水と医薬品等の生活物資を備蓄するよう努める。

2 共助の推進

- (1) 県民は、互いに助け合って自分たちの地域を守る共助の中核をなす組織として、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。
- (2) 自主防災組織は、市町村、事業者等と連携しながら、防災知識の普及、地域の安全点検、防災訓練その他の災害予防対策を地域の実情に合わせて日常的に行うよう努める。
- (3) 事業者は、災害時において事業を継続し、又は早期に復旧するための計画を作成するとともに、地域社会の一員として地域における防災活動に積極的に協力するよう努める。

第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための 事前措置

第1節 初動体制の強化

第2節 活動体制の確立

第3節 津波からの避難に関する事前の対策

第4節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

第5節 救助物資の備蓄

【迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置の基本的な考え方】

迅速かつ円滑に災害応急対策を遂行するために、「初動体制の強化」、「活動体制の確立」、「個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実」を柱とする各種の事前措置を、県、市町村等において推進する。

以下において、県における事前措置について示すが、市町村及び防災関係機関も次に示す事項に従い、より実効性のある事前措置を推進するものとする。

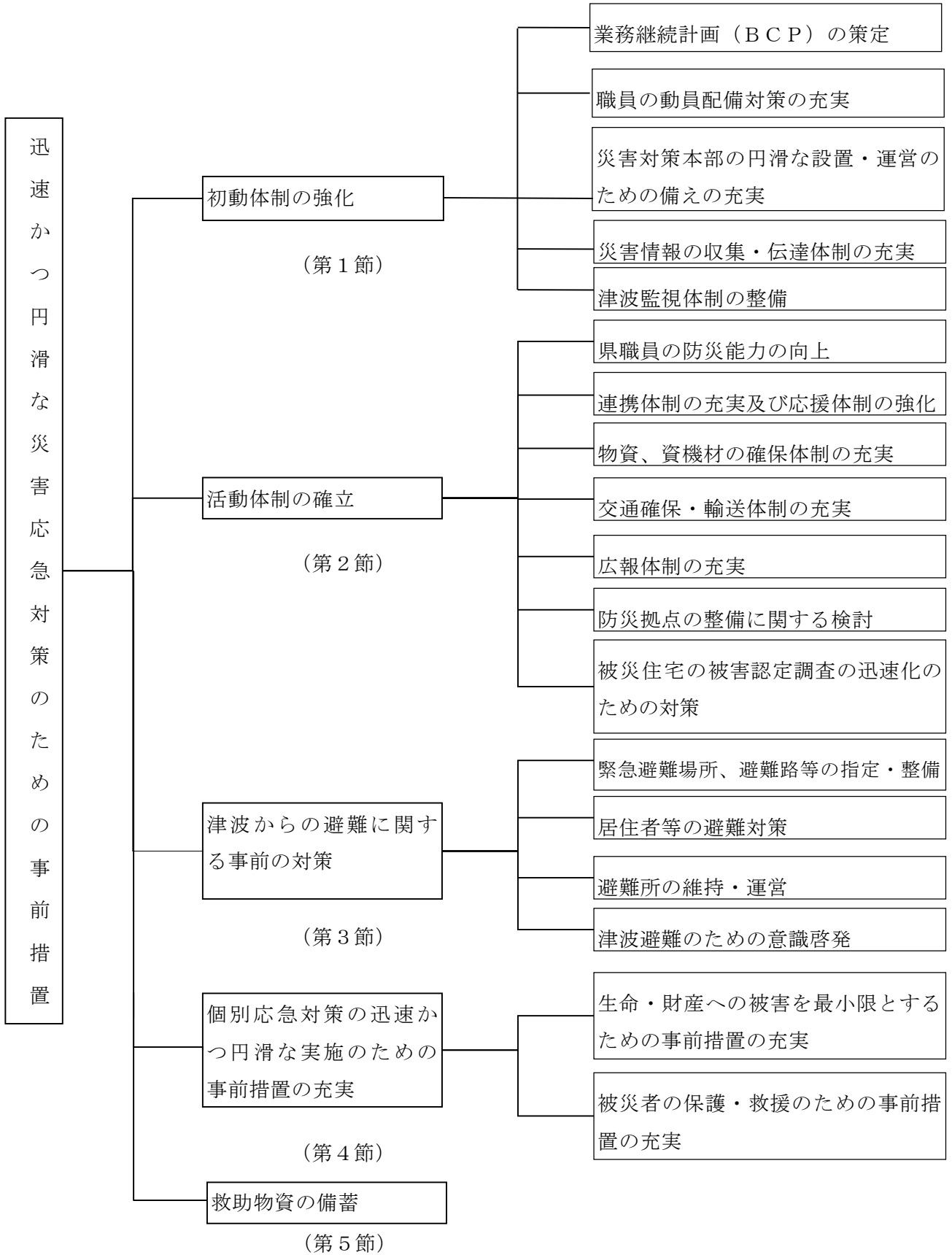
1 市町村

- (1) 市町村防災会議は、当該市町村地域防災計画の見直しや防災に係る調査研究に携わるだけでなく、防災施策の点検・調整を行うものとする。
- (2) 災害対策本部及びそれに準ずる事前体制（災害警戒本部等）や初動段階の職員参集基準等について、市町村の地域特性にあわせて事前に整備しておく。また、第2節の県の事前措置に準じた措置を講じる。

2 防災関係機関

各機関別の防災体制を点検・整備し、効果的に地震時の対応がとれるよう、各機関の防災計画及び活動マニュアルを整備するものとする。

これらの体系を以下に図示する。



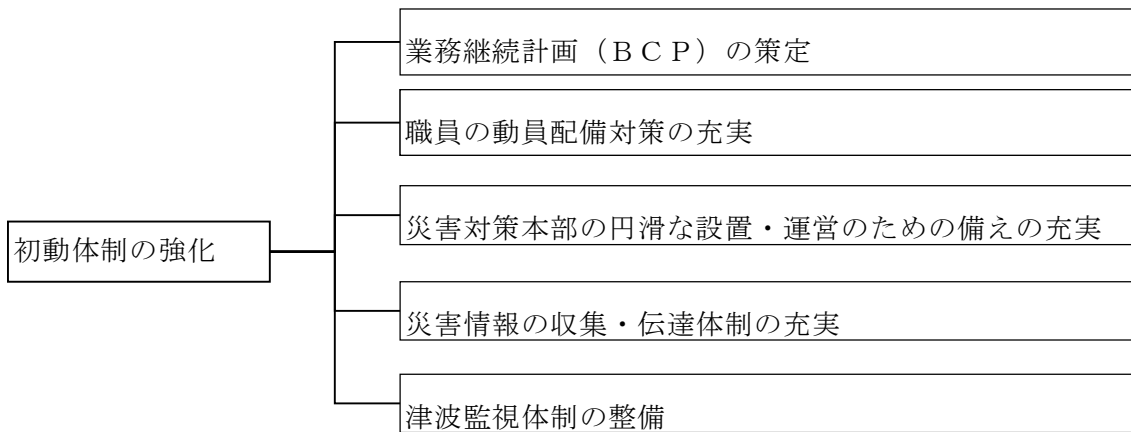
第1節 初動体制の強化

(生活環境部防災局防災対策企画課)

県は、「第3部 災害応急対策」に記載する対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるよう、以下に示す事前の措置を全庁的に逐次推進していく。

突然発生する災害に迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報（被害情報や市町村等における応急対策活動の実施状況等）を素早く把握し、県としての所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

そこで、以下の点を重点に初動体制の強化を図る。



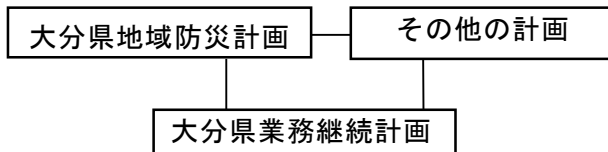
(1) 業務継続計画（BCP（Business Continuity Planの略））の策定

県は、災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続を見据え、災害時に必要となる人員や資機材等を的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため、業務継続計画（BCP）を策定する。

この業務継続計画は、災害時における県庁の機能を維持、回復させるための方策を明らかにするものであり、実効ある業務継続体制を確保するため、定期的な教育・訓練や点検等の実施により、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しを行うものとする。

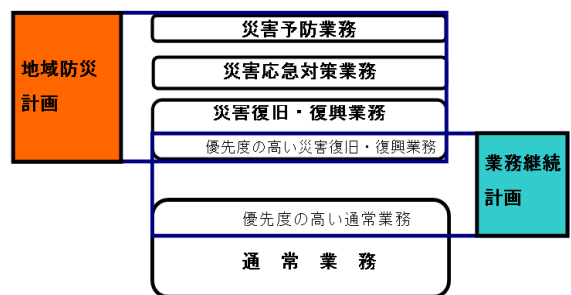
また、市町村における業務継続計画（BCP）等が早期に策定されるよう支援する。

○ 非常時における各計画の構成



※業務継続計画は、地域防災計画やその他の計画に定められた業務が円滑に進むよう下支えするとともに行政サービスに支障が生じないよう必要な備えを行うもの。

○ 地域防災計画と業務継続計画



(2) 受援計画の策定

県は、救助・救急、消火活動、医療活動及び物資調達等の応援を受ける際の要請の手順、活動拠点等の基本的事項をあらかじめ整理することにより、警察、消防及び自衛隊等の広域的な応援を迅速かつ効率的に受け入れる体制を確保するため受援計画を策定する。

また、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種

調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定をはじめ、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保を行うものとする。

さらに、発災時は迅速な生活再建（避難所運営、り災証明書の発行、仮設住宅建設等）が強く求められるが、その中心的業務を担う被災市町村において、必要十分な応援職員を確保することが重要になることから、市町村における受援計画が早期に策定されるよう支援する。

（3）職員の動員配備対策の充実

職員（要員）をできるだけ早くかつ多く確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、県職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

イ 災害対策職員用携帯電話の拡充

地震の場合、県内一円で等しく揺れを体感する可能性は低く、職員自身の体感では小さい揺れでも、他の地域で大きな揺れを記録していることもある。そのような場合、いち早く連絡体制を確立し、災害対策職員の確保を図るためには、防災関係職員などに携帯電話を常時携帯させ、常に呼び出しが可能な体制を整える必要があり、順次それを拡充していくこととする。

ロ 職員参集・安否確認システムの活用

迅速な動員配備を行うため、職員全員を登録でき、かつ、一斉配信した緊急メールに対して安否・参集等に関する情報を送信し、自動集計できる職員参集・安否確認システムを活用する。

ハ 24時間体制の整備

地震は、いつ発生するか予測が困難である。勤務時間内、勤務時間外を問わず常に要員が待機することにより、予測が困難な地震についても迅速な初動体制が確保できる。このため、防災担当嘱託職員の宿直により24時間体制を執る。

ニ 大分県職員防災ハンドブックの作成配付

災害発生時の職員の基本的な対応を確認できる大分県職員防災ハンドブックを全職員に配付することにより、初動体制意識の徹底を図る。

ホ 職員の県民安全・安心メールへの登録促進の取組

職員の参集手段として、職員の県民安全・安心メールへの登録促進を図る。

ヘ 庁内執務室等の安全確保の徹底

勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化、危険物品の撤去等庁内執務室等の安全確保を徹底する。

ト 職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員は家庭においても防災対策を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。

なお、発災時に家族と離れていた職員は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、平時から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。

【災害時の安全確認方法の例】

- ・災害用伝言ダイヤル（NTTの「171」・「災害用ブロードバンド伝言板171」など）の利用
- ・携帯メールによる連絡（通話よりも着信確率が高いとされる）
- ・「三角連絡法」（被災地へ向けての電話がつながりにくい状態でも、被災地から外に向かっての電話は通じる場合があるので、隔地の親類や知人などの家を連絡の中継地として、そこを伝言板がわりに利用する方法）の実施

また、物資の調達体制が確立するまでの間（概ね3日間）に備えて、食料、水、生活必需

品の備蓄に努める。

(4) 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、以下の対策を推進する。

イ 災害対策本部等の機能強化

大規模災害発生時に県災害対策本部が迅速・的確に対応できるよう、また自衛隊や県外からの警察や消防との円滑な連携、国の現地対策本部や九州・山口被災地支援現地応援事務所等の受け入れも踏まえ、災害対策本部の機能強化を図る。

ロ 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の水、食料、下着、毛布等の備蓄について検討する。

ハ 県有施設等の防災対策強化

災害発生時における初動対応や復旧作業を迅速かつ着実に行うため、液状化の危険度が高い地域や津波浸水想定区域内に立地している地方機関等の移転とともに、県庁舎近隣に居住している職員等が居住する公舎の再整備を検討する。

また、警察本部も含め、県庁敷地内にある公用車についての駐車場の整備についても検討する。

(5) 災害情報の収集・伝達体制の充実

イ 情報機器の整備と通信手段の多様化

災害の発生直後に必要とされる災害に関する情報（被害情報や市町村等における応急対策活動の実施状況等）を素早く把握し、市町村等や県民へ伝達するため、以下の対策を推進する。

(イ) 震度計の設置

地震による被害発生の可能性を最初に覚知する方法は、震度の把握である。現在、県内には気象庁所管の震度計等が設置されているが、これに加え大分県震度情報ネットワークシステムにより、全市町村に震度計を設置し、各市町村の震度が地震発生後速やかに把握できるシステムを構築している。

(ロ) 情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、以下の対策を推進していくこととする。

- ・被災地から直接県へ情報が伝達できる体制を充実するため、県の出先機関や防災関係機関に対する通信施設の整備や防災行政無線（移動系）及び衛星携帯電話・衛星通信等の移動通信機器の充実等に努める。
- ・県の出先機関や防災関係機関に対する通信設備の整備
- ・防災行政無線（移動系）及び衛星携帯電話・衛星通信等の移動通信機器の充実
- ・市町村防災無線の設置箇所や端末局の増加、デジタル化の推進等による最新機器への更新等について指導する。
- ・防災関係機関の相互間の通信を確保するため、防災相互通信用無線局を整備するよう指導する。
- ・ヘリコプターテレビシステム、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備

(ハ) 通信手段の多重化

大規模災害による通信手段の停止を想定した、防災情報の伝達手段の多重（複数）化を平常時から構築する。

- ・Lアラート、県庁ホームページによる迅速な災害情報の発信を行う。
- ・県民安全・安心メールの登録を促進する。

- ・おおいた防災アプリの利用を促進する。
- ・携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）を活用する。
- ・ツイッター、フェイスブック等ソーシャルメディアの利用を促進する。
- ・民間通信事業者との災害時の連絡・協力体制を構築する。
- ・アマチュア無線局やタクシー等の業務用無線局の災害時の活用について、市町村を含めて協力体制を検討する。
- ・災害情報収集に必要なパソコンや臨時回線等の資機材の調達方法について検討するとともに実際の調達手順について定期的に確認する。

(※) Lアラート

報道機関やポータルサイト(Yahoo 等)、携帯事業者(緊急速報メール)等のメディアに一斉に情報を発信するシステムであり、住民としては、災害時に安全安心に関わる情報をテレビ、ラジオ、携帯電話など多様なメディアを通じて、迅速かつ確実に得ることができる。

(ニ) 通信手段の連携

- ・Lアラートによる迅速な情報連携を図るため、報道機関等についてLアラートへの加入促進を図る。

(ホ) IP電話に係る停電対策

IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

(ヘ) 定期フェリー等からの情報収集体制の整備

本県から本州・四国の間就航している定期フェリー等から海面状態について情報収集する体制を検討する

ロ 地震・津波に関する情報伝達体制の整備

(イ) 防災関係機関相互及び機関内部における情報伝達

県、市町村及び防災関係機関は、機関相互間及び各機関内部において、津波警報等の情報が確実に伝達され、共有化できるようその経路及び方法を確立するものとする。また、情報伝達の経路及び方法を確立するに当たっては、通常使用している情報伝達網が地震・津波の影響により寸断される可能性があることを十分考慮し、代替の経路及び方法も確立しておくものとする。なお、津波発生時に活用できるよう平常時においても利用する。

(ロ) 居住者等への情報伝達

県及び市町村は、管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及びその管轄区域内に一時滞在する観光客、釣り客、海水浴客、ドライバー等（以下「観光客等」という。）に対し、津波に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、関係事業者の協力を得つつ、同報無線の整備及びそのデジタル化の推進、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、ワンセグ放送、学校等における情報端末の設置、県民安全・安心メール、各市町村の防災情報提供メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、おおいた防災アプリ、インターネット（県庁ホームページや、SNS 等）の活用、コンビニエンスストア、郵便局等の地域スポットの活用、Lアラートの活用、報道機関との連携など、情報伝達手段の多様化を図る。

また、避難指示等の情報について、災害対応支援システムの入力により、各種メールに自動配信されるよう必要な改修を行うものとする。

(ハ) 船舶、港湾関係者等への情報伝達等

県及び市町村は、船舶及び港湾、漁港等の関係者に対する津波警報等の情報伝達について、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）を利用した同報無線での自動一括放送や、県の「安全・安心メール」への登録促進等により、伝達の経路及び方法を示すものとする。また、船舶等の船主については、津波の発生場所や規模により、予想される津波

の高さ、到達時間等を踏まえ、港外退避をとるべきか、或いは人命優先で避難すべきか、などの考え方を整理し周知する。

(二) 県は、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）による、津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、市町村等の関係機関と連携し、普及啓発を図るものとする。

(6) 津波監視体制の整備（市町村）

イ 海面監視体制の確立

震度4以上の揺れを感じた場合、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、津波警報等が発表されるまでに津波が来襲するおそれがある。

そのため、沿岸市町村は、速やかにテレビ、ラジオの視聴等を行うとともに、安全な地点で海面の監視を行う体制がとれるよう、津波の監視場所、監視担当者、監視情報の伝達手段をあらかじめ定めておくものとする。

ロ 監視方法等

(イ) 海上からの監視

航行中の船舶及び出漁中の漁船等にあつては、異常な海象等を発見した場合は、速やかに無線等で海岸局へ通報するものとする。

(ロ) 陸上からの監視

津波監視場所は、監視者の安全を確保のうえ、過去の津波記録等を勘案し、津波の早期発見に適した場所に設置するものとする。海岸近くの低地での監視は行わないものとする。

(ハ) 津波監視担当者の専任

地震発生後、速やかに津波の監視を開始できる者を津波監視担当者として専任するものとする。

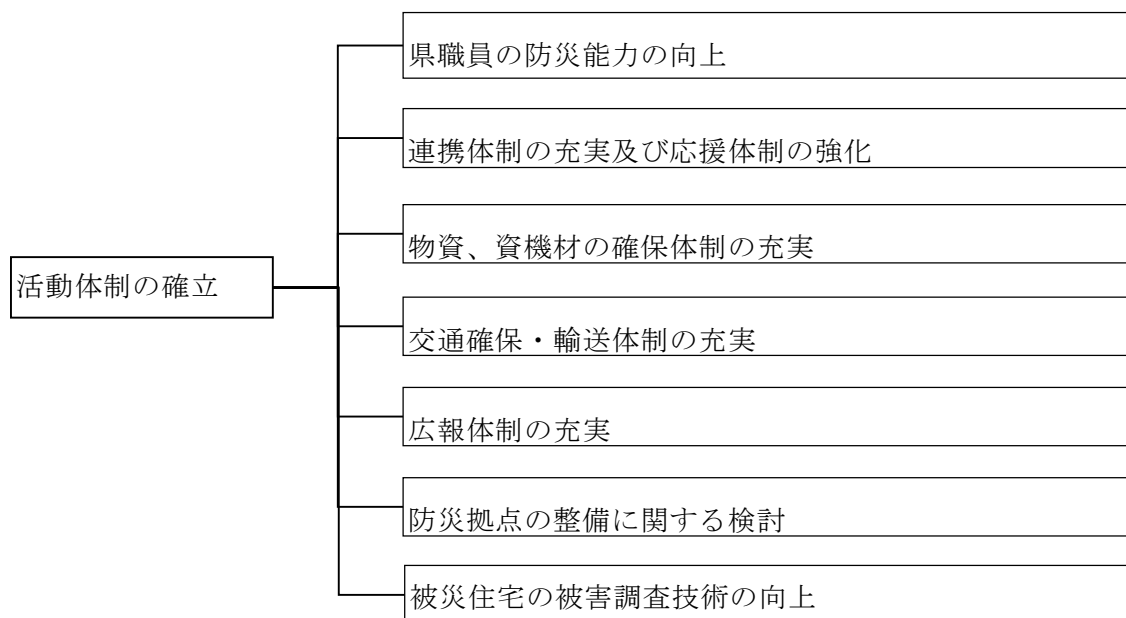
(ニ) 遠方監視設備等の導入

地震発生直後からの潮位等の海面変化を監視するため、監視カメラ等の遠方監視設備等の導入を図るものとする。

第2節 活動体制の確立

多岐にわたる県の災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。

そこで、以下の点を重点に活動体制の確立を図る。



1 県職員の防災能力の向上（生活環境部防災局防災対策企画課）

一般に、県職員にとって災害応急対策活動は日常的なものではなく不慣れなものである。不慣れな活動を実際の災害時に的確に実施するためには、その防災能力を日々向上させておく必要があるため、以下の対策を推進する。

（1）職員を対象とした防災研修の実施

職員を対象とした防災研修会を定期的で開催し、職員の資質の向上を図る。

また、防災に関する記事、レポート等を全ての部局に配布し職員の防災への理解を深めるとともに、定期的にアンケートを実施し、防災意識向上に向けた普及啓発に努める。

（2）職員を対象とした参集訓練の実施

勤務時間外に災害が発生した場合であっても、予め定めた参集場所まで職員を迅速かつ確実に到達させるため、職員を対象とした参集訓練を定期的実施する。

なお、訓練に当たっては、夜間の発災や二次災害のおそれ等も考慮した様々な状況を想定する。

（3）大分県職員災害対応ガイドブックの作成

大分県職員災害対応ガイドブックを作成し、平常時から、災害対策本部設置時等における各班の体制、事務分掌等を周知させることにより、防災意識の向上を図る。

（4）図上訓練の実施

職員の防災能力の向上、県災害対策本部員としての役割及び行動を確認（各種機器操作等を含む）するため、図上訓練を定期的実施する。

（5）防災連絡員、総合調整室の職員の育成

防災連絡員は県の防災業務の要の職にある職員であり、災害発生時にはリーダーシップを発揮した活動が求められる。また、総合調整室の職員には、部局間及び部局内の課・室間の積極的な調整活動が求められる。これらの職員が災害発生時に的確な活動を行うためには、

平常時から特に重点的な研修が必要であり、以下の施策を推進する。

- イ 災害対策本部総合調整室に防災局経験者を配置、活用する。
 - ロ 災害対策本部で情報収集を行う情報収集班に配置された防災局職員以外の要員等について、災害対策連絡室や災害警戒本部で情報収集業務を経験する機会を設ける。
 - ハ 国等の実施する防災研修会、防災関係学会（地域安全学会、土木学会等）等に積極的に職員を派遣する。
 - ニ 被災した都道府県への視察、意見交換会の開催等を行い、情報収集を行う。
 - ホ 災害派遣した職員からの意見集約を行い、職員の計画の参考とする。
- (6) 情報連絡員、災害時緊急支援隊の活動の強化
情報連絡員や災害時緊急支援隊の研修を充実させ、災害時の活動の強化を図る。

2 連携体制の充実及び応援体制の強化（生活環境部防災局防災対策企画課・消防保安室）

地域の防災関係機関・団体等の連携強化を目的とした「防災対策推進ブロック協議会」を振興局管内ごとに設置するとともに、県内関係業界、民間団体のほか、ボランティアとの連携体制の充実を図るものとする。

また、県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるとともに、市町村間の相互応援協定、広域応援協定を締結した場合は、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくなど、実効性の確保に努め、今後とも以下の対策を講じることとする。

(1) 地域における連携体制の充実

地域において県地区災害対策本部の関係機関（振興局、土木事務所、保健所等）、市町村、その他防災機関・団体等は、平時から緊密な連携関係を図るため、平成24年度に振興局を中心に「防災対策推進ブロック協議会」を設置した。

今後は、県地区災害対策本部の職員や関係機関の災害対応能力の向上が図られるよう、以下の対策を講じていく。

- イ 市町村災害対策本部と地区災害対策本部との連携
- ロ 防災対策に関する専門研修等の実施
- ハ 図上訓練等の実施により連携体制の強化
- ニ その他

(2) 県内関係業界、民間団体との連携体制の充実

官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、以下の対策を講じていく。

イ 指定地方公共機関の指定拡大

現在、県では県医師会、報道機関、バス会社等26の機関を指定地方公共機関に指定し、県内の防災に寄与するよう努めているところである。大規模な地震災害発生時には、現在指定地方公共機関に指定していない各種の機関の協力が必要であり、これらの機関との円滑な連携が図られるよう指定地方公共機関として位置づけていく。

ロ 県内関係業界、民間団体との応援協力協定の締結

災害時の連携が円滑に行えるよう、ノウハウを有する県内関係業界、民間団体との間で応援協力協定を締結し体制を強化するとともに、人的・物的協力の具体的な手順等を明確化し、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

- ハ 災害時における情報共有手段の検討を行い、定期的に訓練を実施する。
- ニ 建設業団体等の担い手の確保・育成

災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

(3) ボランティアとの連携体制の充実

災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、以下の対策を講じていく。

イ 医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定や急傾斜地の危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。

ロ 日本赤十字社大分県支部や社会福祉法人大分県社会福祉協議会、大分県看護協会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件、活動の支援・調整等について研修会等を行い、災害ボランティアセンター運営人材の養成に努める。

ハ 県及び関係機関は、災害発生後の迅速な災害ボランティアセンターの設置や、円滑な運営を実施する体制を構築するため、平時に県振興局や市町村、市町村社会福祉協議会等が顔を合わせ、意見交換等を実施する「市町村災害ボランティアネットワーク会議」を開催する。

(4) 市町村間の相互応援協定締結の推進

現在、県内では「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」、「大分県常備消防相互応援協定」及び「大分県消防団相互応援協定」を始め、多くの相互応援協定があり、県内の全ての市町村、消防本部間の協定締結は完了している。常備消防については、協定が災害時に迅速に運用できるよう、常備消防相互応援協定実施要領による進出拠点、到達ルート、指揮命令体制、無線運用体制等に基づいた訓練等を通じて消防本部間の連携強化を図る。併せて、隣接する他県市町村と締結している協定に基づき訓練を実施する。また、他の分野においても、他県の隣接市町村と相互応援協定の締結を促進するために必要な指導、助言を行う。

(5) 広域応援体制の強化

被害が甚大で市町村及び県において対応が困難な場合、県外からの応援を求める必要がある。

県では、「九州・山口9県災害時応援協定」をはじめ、「防災消防ヘリコプター相互応援協定」等を締結し、広域応援体制を整備しているところであるが、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくなど、実効性の確保に努め、今後とも、必要に応じ個別協定を締結するなど、応援体制の充実強化を図る。また、県は訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度の活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

予定していた県外からの部隊・物資等の支援を受けられず、県内に有する資源のみで一定期間対応することを想定し、県内に有する資源を明らかにし、活動の優先順位付けを行い対処する方法をあらかじめ検討する必要がある。

(6) 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

県外から応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、県立施設を中心に活動拠点の候補地をリストアップしておき、災害時にできるだけ迅速に対処できるようにする。

また、緊急消防援助隊については、受援計画に記載している各消防本部管内毎の進出拠点、到達ルート、野営地点等から災害状況に応じて選択するものとする。

さらに、迅速な支援体制を確立するため、インターネット（県庁ホームページ・SNS等）を活用した問い合わせ窓口や要支援地域の情報提供体制の整備についても検討する。

(7) ヘリコプター運用調整のための体制・ルールづくり

大規模災害時には、生存率が急激に低下する72時間以内の救出救助が大事になり、道

路の被災状況が明らかでない中では、ヘリコプターを用いた空から活動が有効となる。

ヘリコプターを所有する防災関係機関で構成するヘリコプター運用調整会議を設置し、災害時のヘリコプターの運用調整や安全運航のためのルールづくりを検討する。

緊急消防援助隊ヘリベースとしての運用を再検証し、航空燃料の確保や駐機スポットの整備など、必要な機能を整備する。

(8) 重要施設の非常用電源の確保

災害拠点病院等、重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう務めるものとする。

(9) 重要施設の非常用電源設置状況等のリストアップ

県は大規模停電発生時に電気事業者等から円滑な支援が受けられるよう、あらかじめ、災害拠点病院及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

3 物資、資機材の確保体制の充実（生活環境部防災局防災対策企画課、消防保安室、県民生活・男女 共同企画課、福祉保健部福祉保健企画課・医療政策課、薬務室、商工観光労働部商工観光労働企画課、農林水産部農林水産企画課、警察本部）

迅速・的確な災害応急対策の実施にあたっては、膨大な数の救出救助用資機材（チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや、重機等）、消火用資機材（消火器、可搬ポンプ等）、医薬品・医療用資機材、食料・水・被服寝具等の生活必需品等の確保が必要となる。

そこで、以下の方針の下に、県内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を確保できる体制を推進していく。

(1) 救出救助用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材は、災害発生時に極めて緊急的に使用されるので、住民等が身近で確保できるよう、市町村は町内会・自治会の単位での確保を柱とした整備を推進する。

- イ 市町村に対する自主防災組織用の救出救助用資機材の補助
- ロ 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発
- ハ 救助工作車等の消防機関への整備促進
- ニ 資機材を保有する建設業者等と市町村との協定等締結の促進
- ホ 県立施設における救出救助用資機材の整備促進
- ヘ 警察署への救出救助用資機材等の整備促進

(2) 消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、町内会・自治会の単位での確保を柱とした整備を図る。

- イ 市町村に対する自主防災組織用の消火用資機材の補助
- ロ 家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発
- ハ 消防自動車等公的消防力の整備促進

(3) 医薬品・医療用資機材の確保体制の充実

医薬品・医療用資機材は災害発生時に極めて緊急的に使用されるので、十分な量を備蓄し保存しておくことが難しいため、緊急調達を迅速に実施できるよう、県は大分県医薬品卸業協会との間に「災害時における医薬品等の供給等に関する協定」を、大分県医療機器協会との間に「災害時における医療用具等の供給等に関する協定」を、日本産業・医療ガス協会九州地域本部との間に「災害時における医療ガス等の供給等に関する協定を締結し、必要があるときは業者の保有する医薬品等及び医療用具等を災害発生直前の価格で調達するとともに、初動医療救護（被災後 48 時間以内）のための緊急医薬品等医療セットを公益社団法人大分県薬剤師会（大分市）並びに中津市、佐伯市の基幹薬局等（中津市、佐伯市）にそれぞれ 1 セット、計 3 セット（3,000 人分）を備蓄する。

また、被災地への搬送については、県と関係機関の協力の下で対応できる体制を整える。

(4) 食料、水、被服寝具、携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活用品の確保体制の充実

他県や国等からの食料、水、被服寝具、携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活用品（以下「生活用品」という。）の支援については、時間がかかることが想定されることから、それまでの間は家庭や地域等で確保できるような対策を講じる。

イ 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への生活用品の備蓄に関する啓発

ロ 県における食料、水、生活用品の備蓄促進

ハ 市町村における食料、水、生活用品の備蓄に関する指導

ニ 大手取扱業者（大型小売店舗、生活協同組合、問屋等）との協定等締結の促進

ホ 公的備蓄ネットワーク（県内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を供給できる体制）の構築

4 交通確保・輸送体制の充実（生活環境部防災局防災対策企画課、土木建築部道路建設課・道路保全課、警察本部交通規制課）

大規模な災害時には、災害対策要員、負傷者、物資、資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進していくこととする。

(1) 地域内輸送拠点の選定

各市町村において、輸送拠点（緊急輸送基地）を選定する。県等からの物資を集積し、指定避難所への輸送拠点とする。なお、地形等の理由から、隣接市町村の地域内輸送拠点を使用することが効率的、効果的な場合は、当該市町村に要請し連携して行う。県は避難所への物資の円滑な供給のために九州各県や市町村が保有する施設の相互利用や県内外の民間倉庫等の利用を検討する。

(2) 交通規制計画の策定等

イ 緊急交通路の指定等

大分県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、大分県又はこれに隣接し若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条第1項の規定により、緊急輸送道路等を緊急交通路に指定し、規制計画を作成する。

ロ 緊急通行車両の事前届出及び確認制度の周知

公安委員会は、緊急通行車両の交通需要数を事前に把握し、災害発生以降の確認手続き等の事務の省力化、効率化を図るため緊急通行車両の事前届出及び確認制度の周知を行い、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにする。

ハ 災害発生時の車両の運転者の措置等の周知

警察は、災害発生時に運転者がとるべき措置について、運転免許証の取得・更新時に配布する「交通の教則」（（財）全日本交通安全協会発行）により、以下の事項を周知するものとする。

(イ) 大地震が発生した場合、運転者は次のような措置を採るようにすること。

- a. 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させること。
- b. 停止後は、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- c. 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するとき

は、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(ロ) 避難のために車を使用しないこと。

(ハ) 災害が発生したときなどに災害対策基本法による交通の規制が行われた場合、通行禁止区域等（これに隣接し又は近接する県を含む。）において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは緊急通行車両以外の車両の通行が禁止され、又は制限されることから、通行禁止区域等（交通の規制が行われている区域又は道路の区間）内の一般車両の運転者は次の措置をとること。

a. 速やかに、車を次の場所に移動させること。

(a) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

(b) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

b. 速やかな移動が困難なときは、車をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

c. 警察官等の指示を受けたときは、その指示に従って車を移動又は駐車すること。なお、警察官は通行禁止区域等において車などが緊急通行車両の通行の妨害となるときは、その車の運転者などに対して必要な措置をとることを命じることがあり、運転者などが命令された措置をとらなかつたり、現場にいないために措置をとることを命じることができないときは、警察官が、自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車等を破損することがあること。また、これらの警察官の命令等の職務については、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣に従事する自衛官や消防吏員が行うことがある。

(3) 緊急輸送道路の整備等

イ 緊急輸送道路の見直し

土木建築部等は、第2節第4(1)において、各市町村が選定する地域内輸送拠点など、防災拠点が更新されれば、必要に応じて緊急輸送道路ネットワーク計画（第2部第2章第6節）を見直す。

ロ 道路の防災対策

道路管理者は、緊急輸送道路を中心とした橋梁の耐震化や法面崩壊対策など道路施設の災害予防対策と道路改良事業を実施する。

ハ 道路交通機能確保のための整備

警察本部は、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進するものとする。

ニ 道路情報板等の整備

道路利用者に対する災害発生時の緊急連絡用や道路情報の提供を行うため、道路情報板の整備を図る。また、道路の被害状況把握のため監視カメラの整備を行うとともに、道路利用者へのカメラ映像の提供を行う。

ホ 道路啓開の実施

大分県道路啓開計画等に基づき各関係機関連携の下、道路啓開を迅速に行う。

ヘ 道路啓開、復旧についての関係機関の協力体制の確認

(イ) 国土交通省との協定

土木建築部は、国土交通省九州地方整備局と締結している「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づき、仮設橋梁など資機材の保有数量など、防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施が図れるよう努める。

(ロ) 大分県建設業協会との協定

各土木事務所長は、大分県建設業協会の管内各支部と締結している「災害時における緊

急作業等についての協定書」について、毎年度更新に努め、道路啓開や応急復旧の作業体制の確保に努める。

(4) 臨時ヘリポート等の確保

孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、全市町村が管内に1か所以上臨時ヘリポート等を確保するよう指導を行う。

5 広報体制の充実（企画振興部国際政策課・広報広聴課、福祉保健部障害福祉課）

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願い、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。そこで、以下の体制を早急に整える。

(1) プレスルームの整備

報道機関を通じて、県からの情報を迅速・的確に発信するため、必要に応じてプレスルームを設置する。

(2) 災害時における報道機関との協力体制の構築

災害時に県からの情報が報道機関を通じて的確に県民に提供できるよう、報道機関との協力体制を構築する。

(3) インターネットを活用した情報発信

災害等緊急時に県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、県庁ホームページや、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア等を通じて情報を発信し、情報の早期伝達、内容充実に努める。

イ 県庁ホームページによる迅速な災害情報の発信を行う。

ロ 県民安全・安心メールの登録を促進する。

ハ おおいた防災アプリの利用を促進する。

ニ 携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）を活用する。

ホ ツイッター、フェイスブック等ソーシャルネットメディアの利用を促進する。

(4) 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

聴覚障がい者、外国人に対しても的確に広報を行えるよう、県内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。また、平常時より災害時の情報伝達手段等の周知に努める。

6 広域防災拠点の整備（生活環境部防災局防災対策企画課、土木建築部公園・生活排水課、港湾課）

大規模災害時における県の広域防災拠点として、大分スポーツ公園を位置づけ、①災害対策本部の対応方針を受けて、必要な情報収集・関係機関との調整などを行う現地調整所機能、②自衛隊や海上保安庁、消防、警察など全国から派遣される応援部隊の進出・活動・宿営拠点機能、③救急救助のためのヘリポート・SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）機能、④全国から集積する救援物資の市町村地域内輸送拠点への仕分・輸送拠点機能、を配置する。平成27年6月に策定した大分県広域防災拠点基本計画に基づき、各機能に必要なとなる設備等を計画的に整備するとともに、関係機関と防災訓練等を通じて連携体制の構築や実効方策の検討を行う。

港湾においては、地震災害時の救援物資・資機材・人員等の海上輸送拠点になることから、大分港・佐伯港・別府港・臼杵港・中津港・津久見港（拠点港）の整備を促進する。また、地震災害時においても航路等の機能を確保するため、航路等に沿った護岸等を管理する者に対して、適切な維持管理を指導する。

また、防災機能を有し、地域の防災拠点として位置付ける道の駅の機能強化に努める。

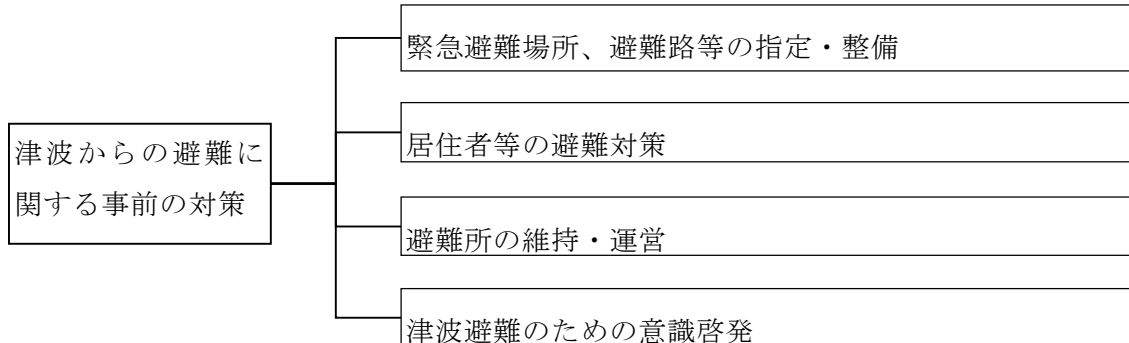
7 被災住宅の被害調査の迅速化のための対策(生活環境部防災局防災対策企画課、市町村)

早期の復旧・復興の観点から、迅速・円滑な被害調査が求められているため、県として、定期的に住家被害調査研修会を開催し、市町村職員の被害調査技術の向上を図るとともに、り災証明書の迅速な発行に向けて、県下統一の「被災者台帳システム」により、非被災市町村からの職員の受援を円滑化し、市町村間の応援協定の活用により、被害調査に係る市町村間の応援体制の構築を市町村に指導する。

また、住家被害認定調査の調査員を養成・登録する仕組みの構築を検討するなど、調査体制の強化に努める。

第3節 津波からの避難に関する事前の対策

津波から迅速に避難するため、以下の点を重点に津波からの避難に関する事前の対策を進めていく。



1 緊急避難場所、避難路等の指定・整備

(1) 緊急避難場所、避難路等の指定

市町村は、津波に対する人的被害を防止するため、あらかじめ緊急避難場所や避難路が津波に対して危険な区域に位置していないかどうかを調査し、津波に対して安全な緊急避難場所、避難路を指定し、積極的に周知・広報するものとする。

(2) 緊急避難場所等の整備

県及び市町村は、地震が発生した場合、津波により避難が必要となることが想定される地域（以下、「避難対象地区」という。）を明示するとともに、避難対象地区における緊急避難場所の計画的な整備を行うものとする。また、当該地域においては重点的に避難体制の整備を図るものとする。

(3) 津波避難ビル等の活用

市町村は、高台までの避難に相当の時間を要する平野部などにおける緊急避難場所については、堅固な高層建物の中・高層階を避難場所に利用するいわゆる津波避難ビルや船舶等の活用を推進するものとする。また、津波避難ビル等の指定については、平成17年6月に内閣府が発表した現行の「津波避難ビル等ガイドライン」に沿うものとする。

なお、民間ビルを津波避難ビル等として活用する場合には、あらかじめ管理者と協定を結ぶなど、いざという時に確実に避難できるよう体制を構築しておくことが必要である。

(4) 避難路等の整備

県及び市町村は、地震発生に伴う土砂災害等のおそれのない避難路、徒歩専用の避難路等、安全な避難路の整備・確保に努めるものとする。避難路の整備に当たっては、高台等への避難路には手すりをつけるとともに、道を平坦にして歩きやすくしておくなど高齢者等の要配慮者に配慮したものとする。

背後地が急峻で避難が困難な地域、高齢者などの避難困難者の多い地区における避難路は、重点的に整備を行うことが必要であるため、建物の倒壊等により避難路が通行困難とならないよう、避難路沿いの建物の耐震化やブロック塀の補強、道路幅員の確保などの措置を講ずるものとする。

なお、避難がスムーズに行えるよう、避難路の整備とあわせて海拔表示板や避難所表示板等の整備も図るものとする。

県内市町村統一デザインとした海拔表示板



県内市町村統一デザインとした避難所表示板



(5) 夜間や停電時の避難対策

県及び市町村は、夜間でも安全に避難できるよう、指定緊急避難場所に投光器や発電機等の整備を図るものとする。また避難路の整備に当たっては、地震による停電時にも点灯可能な太陽蓄電式パネル等の導入を図るものとする。

なお、必要に応じて、海拔表示板や避難所表示板等に反射材等を活用するなど、夜間や停電時でも住民等に分かりやすい表示にすることが必要である。

2 居住者等の避難対策

(1) 県は、市町村が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うとともに、次の事項について市町村に協力するものとする。

また、県は、災害救助法の対象となる市町村が行う避難対策について指導調整を行うものとする。

イ 東海・東南海・南海等の連動型地震などによる広域大規模災害等の際に、県立学校等県の管理する施設等を避難場所として開設する際の協力

ロ 避難に当たり、他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち、県が管理するものについて、収容者の救護のための必要な措置

(2) 県、市町村及び自主防災組織等は、要配慮者の避難について必要な支援を行うものとする。

また、外国人、出張者及び観光客等の避難誘導等の適切な対応を行うものとする。なお、この場合、支援を行う者の避難に要する時間に配慮するものとする。

(3) 県、市町村及び防災関係機関は、観光客等に対して津波警報等の情報を迅速かつ確実に伝達できるよう県民安全・安心メール、各市町村の防災情報提供メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、おおいた防災アプリ、インターネット（県庁ホームページ・SNS等）、ワンセグ放送、情報提供装置等を用いた情報伝達体制の確立を図るとともに、観光客等の避難誘導計画を策定するものとする。

(4) 県、市町村及び防災関係機関は、港湾就労者・漁業従事者等、沿岸域で作業を行う者の避難誘導計画を策定するものとする。また、海岸・河川・港湾施設・漁業施設の管理者は、船舶・漁船等の避難に関して、地震発生後の津波到達時間を勘案して、港外退避などの措置を円滑に取れるよう、あらかじめ対応策を定めて関係者に周知するものとする。

(5) 東海、東南海、南海地震等は数時間から数日間の時間差で発生する可能性もあることから、県、市町村及び防災関係機関は、後発地震により大きな被害を受ける可能性のある地域（大きな津波の来襲が懸念される地域、土砂災害の発生が懸念される地域等）では、数日間に限っての避難の実施を検討し実施するものとする。数日間避難した後、地震が発生しない場合には、

原則として最大限の警戒を呼びかけた上で避難の解除を行う等、避難解除時期について具体的な計画を策定するものとする。

- (6) 市町村以外の避難誘導を実施すべき機関にあっては、具体的な避難実施の方法、市町村との連携体制等を確立するものとする。なお、その際、地域防災計画及び石油コンビナート等防災計画に定められた内容と十分調整の取れたものとするよう留意するものとする。

3 消防団員等防災業務従事者の安全確保対策

住民等の避難誘導など、災害発生時の初動対応に携わる防災業務従事者であっても、人命が最優先であるため、自己の安全が担保できない場合、直ちに避難することが必要である。

このためには、消防団員等防災業務従事者が津波の現況を把握した上で業務に携わることが必要であることから、県は、災害時の消防団活動・安全管理対策の作成や、災害時に消防団員相互の有効な情報伝達手段の一つであるトランシーバーなどの安全装備品等の整備を市町村に働きかけていくとともに、可能な限り水門等の自動化・遠隔操作化を進めていく。

また、防災業務従事者のリスクを減らすためにも、日頃の自主防災組織での活動や防災訓練等を通じて、住民自らが率先して避難する自助の意識を高めることが重要である。

県は、津波被害が予想される地域をもつ市町村及び防災関係機関と連携して、地域ごとに避難誘導等の活動ができるタイムリミットを算出し、情報を共有できる仕組みを検討する。

4 避難所の維持・運営

- (1) 市町村は、地域防災計画等において、避難後の救護の内容を明示するものとする。

- (2) 避難所の運営

避難した居住者等は、自治会、町内会、自主防災組織等を中心に互いに協力しつつ、避難所の運営に協力する。

県及び市町村は、「第2部 第3章 第2節 防災訓練」に記載する避難所運営訓練等を参考に、日ごろから自主防災組織等を中心に地域内で確認しておくよう指導に努めるとともに、避難所への津波警報等の情報の提供について配慮するものとする。

5 津波避難のための意識啓発

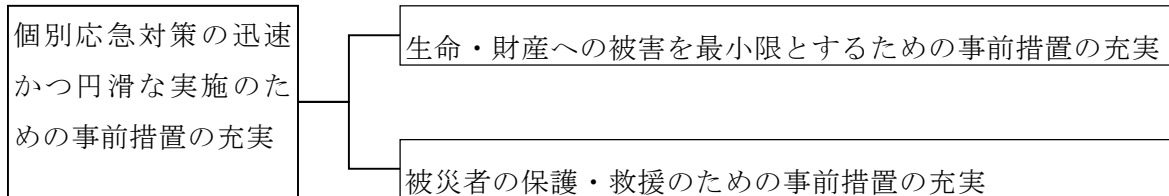
- (1) 市町村は、避難対象地区の居住者等が迅速かつ的確な避難を行うことができるよう、地域の実情を反映した地域避難行動計画の策定を支援するとともに、指定避難所、避難路等の街頭表示の整備、防災マップ等の配布により、当該地区の指定避難所、避難路等について周知徹底するものとする。

- (2) 県、市町村及び防災関係機関は、津波災害に関するワークショップ、避難訓練、防災訓練等を通じて、また、デジタル技術も活用し、津波避難に関する意識啓発を図るものとする。特に、東海・東南海・南海地震等は複数の地震が時間差をもって発生する可能性もあることから、あらかじめいくつかの時間差で地震が発生することを想定した種々のシミュレーションの実施などにより、時間差発生による災害等について居住者等の意識啓発を図るものとする。

第4節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。

そこで、各々について以下の対策を講じていくこととする。



1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実(生活環境部防災局防災対策企画課、総務部電子自治体推進室、企画振興部国際政策課、福祉保健部福祉保健企画課・医療政策課・健康づくり支援課・高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害福祉課、商工観光労働部観光局観光政策課、土木建築部河川課・建築住宅課・都市・まちづくり推進課、公園・生活排水課、教育庁教育改革・企画課、海上保安部)

県民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、救急医療、消防活動、二次災害防止活動の各々についてきめ細かな事前措置を施していく必要があるため、以下の対策を積極的に推進する。

(1) 地震・津波に関する情報伝達体制の充実

地震の余震や津波による被害をより効果的に防止するためには、余震情報や津波に関する情報を住民に迅速に知らせる必要がある。県は、市町村に対し津波等に関して大分県防災情報システムにより情報の伝達体制の充実を図っているが、今後は、その運用を的確かつ円滑に行う体制を整える。

また、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化する。

県及び市町村は、管轄区域内の居住者等及びその管轄区域内に一時滞在する観光客等に対し、津波に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、関係事業者の協力を得つつ、同報無線の整備及びそのデジタル化の推進、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、ワンセグ放送、学校等における情報端末の設置、県民安全・安心メール、各市町村の防災情報提供メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、おおいた防災アプリ、インターネット（県庁ホームページや、SNS等）の活用、コンビニエンスストア、郵便局等の地域スポットの活用、Lアラートの活用、報道機関との連携など情報伝達手段の多様化を図る。

さらに避難指示等の情報について、災害対応支援システムの入力により、各種メールに自動配信されるよう必要な改修を行うものとする。

(2) 避難誘導対策の充実

危険な建物、地域から安全な場所に県民や旅行者等を避難させるためには、避難誘導に関する対策を県、市町村、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、県としては以下の対策を推進していくこととする。

- イ 県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の耐震補強と避難体制の再点検
- ロ 社会福祉法人、学校法人、ホテル・旅館経営者、大規模小売店経営者等に対する避難体制の再点検の指導
- ハ 要配慮者のための支援マニュアルの作成

- ニ 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成の指導
- ホ 耐震性のある県立施設の避難所指定に関する市町村との調整の推進
- ヘ 避難経路沿線施設の耐震性についての点検及び防災マップの作成

(3) 救出救助対策の充実

建物、土砂の中に生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、以下の対策を推進していくこととする。

- イ 市町村、消防機関、警察、自衛隊との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施（総合防災訓練を含む。）
- ロ 市町村に対する自主防災組織用の救出救助用資機材（避難所情報サインを含む。）の補助

(4) 救急医療対策の充実

イ 大きな地震により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフライン機能の停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速かつ的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。そのために、行政機関と日本赤十字社大分県支部、医師会等医療関係者の連携のもとに、以下の対策を推進していくこととする。

- (イ) 病院の耐震化
- (ロ) 災害拠点病院の施設・設備の整備拡充
 - ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等
- (ハ) 災害拠点病院における大規模災害時の医療活動マニュアルの策定及び多数傷病者の受け入れを想定した実働訓練の実施
- (ニ) 災害派遣医療チーム（大分DMA T）の出動体制の確保・充実
- (ホ) 超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーター及び災害時における小児周産期医療に特化した救護活動を行う災害時小児周産期リエゾン並びに薬事に関わる人的資源の適正配置と医薬品の管理・供給を調整する災害薬事コーディネーターの登録
- (ヘ) 初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄
- (ト) 医療救護班（日本赤十字大分県支部、郡市医師会、大分県歯科医師会等が編成する救護班をいう。）及び大分DMA Tが消防、警察、自衛隊等の関係機関と連携する救急医療活動訓練の実施（総合防災訓練を含む。）
- (チ) 急性期以降の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーター及び薬事に関わる人的資源の適正配置と医薬品の管理・供給を調整する災害薬事コーディネーターの登録
- (リ) 災害時における医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、「おおいた医療情報ほっとネット」及び「広域災害・救急医療情報システム」（EMIS）を活用した情報ネットワークの整備及び入力訓練の実施
- (ヌ) 被災地での対応困難な重症患者を被災地外に搬送するための航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置候補地をあらかじめ選定するとともに、必要な設備を整備
- ロ 被災地における精神科医療及び精神保健活動の支援を行うため、精神科医、看護師等からなる災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制の充実に努めるものとする。

(5) 消防対策の充実

陸上部の同時多発火災、海上火災及び危険物等の海上流出等の発生に迅速に対処できるよう、県は関係機関と調整のうえ以下の対策を推進していくこととする。

- イ 消防本部、自衛隊、海上保安部及び民間消防機関等との合同消火訓練の実施（総合防災訓練、石油コンビナート総合防災訓練（別途大分県石油コンビナート等防災計画により定める）を含む）
- ロ 耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車、救助工作車等消防用施設・設備の整備拡充
- ハ 市町村が行う自主防災組織用の初期消火用資機材等整備への補助

(6) 建築物の応急危険度判定体制の整備

建築物の余震等による倒壊や部材の落下物等による二次災害を防止し、県民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定が迅速かつ的確に実施できる体制及びそのための支援体制の整備に努める。

(7) 宅地の危険度判定体制の整備

大規模な地震により被災した宅地等に対して、二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度判定が迅速かつ的確に実施できる体制及びそのための支援体制の整備に努める。

(8) 各種情報システム・データの適切な保全

県民生活に密接に関連するものや各種行政関係事務に係る情報システム・データについて、被害を最小限に抑えるため、情報セキュリティ対策基準等に沿った適切な保全、バックアップ体制を整備するとともに、その運用を的確かつ円滑に行うものとする。

また、遠隔地における各種データの保全整備の検討を行うものとする。

2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実（教育庁教育改革・企画課、生活環境部県民生活・男女共同参画課、福祉保健部福祉保健企画課・医療政策課・健康づくり支援課・高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害福祉課、土木建築部建築住宅課、商工観光労働部工業振興課・商業・サービス業振興課、企画振興部統計調査課、市町村）

被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。

(1) 学校の防災拠点化の推進

学校が地域の防災拠点として機能するために、避難所設置者は次の点に留意する必要がある。

- イ 無線設備の整備
- ロ 教職員の役割の事前規定
- ハ 調理場の調理機能の強化
- ニ 保健室の救急医療機能（応急処置等）の強化
- ホ シャワー室、和室の整備
- ヘ 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備
- ト 給水用・消火用井戸、貯水槽、備蓄倉庫の整備及び備蓄の推進
- チ トイレの増設及びトイレットペーパーの備蓄等非常時のトイレ対応整備

(2) 災害福祉広域支援体制の構築

要配慮者が当該地域で保健福祉サービスを受けることができない場合に被災地外の社会福祉施設等で一時的に保健福祉サービスを受けるため、受入れ候補施設を事前にリストアップしておく。

また、県内の社会福祉施設等が、災害時に他の施設からの職員派遣や施設利用等の協力が得られるよう、応援協定の締結等、施設相互の協力体制整備を支援する。

さらに、介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

(3) 市町村における生活必需品等の備蓄等

大規模災害に対応できるよう、避難所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるとともに、備蓄場所の分散化を図る。また、県との連携により、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

備蓄物資の品目については、男女のニーズの違い等男女双方の視点や要配慮者への提供等に配慮する。

(4) 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、各々が備蓄する食料、水、生活用品により生活の確保を図る体制を強化する必要がある。そのため、家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等に対して、物資の調達又は供給体制が確立するまでの間（概ね3日間）、食料、水、生活用品備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるよう啓発を行う。

(5) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

民間賃貸住宅の借上げの円滑化に向け、不動産関係団体と協定を締結し、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

また、災害により住家を失った人に対して迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、住宅関係団体と協定の締結を図る。

「応急仮設住宅供給・管理マニュアル」に基づき、県及び市町村との連携を図り、災害時に迅速に供給できるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

(6) 物価の安定等のための事前措置

災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握を行うこととしている。これらの活動を迅速に行うため、以下の事前措置を実施する。

イ 災害発生時に価格を監視する物品のリスト化及び監視方法の検討

ロ 災害発生時に営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化

(7) 文教対策に関する事前措置

災害発生時に、文教対策を円滑に行うため以下の事前措置を実施する。

イ 学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校教職員の行動方針等の検討

ロ 時間外災害発生時の幼児、児童、生徒、学生の被災状況の把握方法の検討

ハ 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討

ニ 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財（建造物、磨崖仏等）の耐震調査の指導

(8) 被災者等への的確な情報伝達のための事前措置

要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入り困難な被災者等に対しても 確実に情報伝達できるよう必要な体制を検討する。また、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう体制の整備を図る。

居住地以外の市町村に避難する被災者に対しても必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組み（復興庁が提供する全国避難者情報システム等）の円滑な運用・強化を図る。

(9) 被災者の生活再建等のための台帳整備に関する事前措置

災害対策基本法第90条の3に規定する被災者台帳は、発災後の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために有効である。そこで熊本地震の検証に基づき、大規模災害時に迅速なり災証明書発行、県内市町村の相互応援・受援等の観点から、県下統一の「被災者台帳システム」により、非被災市町村からの職員の受援を行う等、全市町村で統一した運用を図る。

第5節 救助物資の備蓄

東日本大震災を踏まえ、県内の最大避難者数を18万人と想定し、県外からの支援物資が届くまでの間の避難者が最低限必要とする主食、副食、飲料水、毛布、ブルーシート、マスク、アルコール消毒薬、及び要配慮者が必要とする物資の備蓄を行うこととする。

なお、災害発生時に備蓄物資の供給を円滑に行うため、定期的に支援物資部等と備蓄物資の保管内容、保管担当者及び連絡先などの情報の共有を行う。

県及び市町村が備蓄する具体的な品目及び備蓄量については、別に定める「災害時備蓄物資等に関する基本方針」によるものとする。

県は、災害時に広く備蓄物資が行き渡るよう、備蓄保管場所の分散化に努める。

市町村は、地域特性等に応じ必要となる物資を備蓄することとする。

令和3年4月1日現在の備蓄状況

| 品目 | 本部 | | | 東部 | | 中部 | | 南部 | 豊肥 | | 西部 | | | 北部 |
|-------------------|-----------|-------|---------|----------------|-----------|-----------|-------|--------|----------|--------|----------|--------|-------|------------|
| | 大分 | | | 別府、杵築、国東、姫島、日出 | | 由布、臼杵、津久見 | | 佐伯 | 豊後大野、竹田 | | 日田、九重、玖珠 | | | 中津、宇佐、豊後高田 |
| | 県介護研修センター | 県庁舎別荘 | ビーコンプラザ | 日出総合庁舎 | (旧)山香農業高校 | (旧)臼杵農業高校 | 由布保健部 | 佐伯総合庁舎 | 豊後大野総合庁舎 | 竹田総合庁舎 | 玖珠総合庁舎 | 日田総合庁舎 | 西部保健所 | 北部保健所 |
| 1 毛布 | ○ | | | ○ | | ○ | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2 アルファ米 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3 おかず(味噌カレー) | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | ○ | ○ | | |
| 4 保存飲料水(2リットルボトル) | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | ○ | ○ | | |
| 5 粉ミルク(普通) | | ○ | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ |
| 6 粉ミルク(アレルギー対応) | | ○ | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ |
| 7 使い捨て容器(食器) | ○ | ○ | | ○ | | | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ |
| 8 ほ乳瓶 | | ○ | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ |
| 9 小児用おむつ | ○ | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 10 大人用おむつ | ○ | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 11 生理用品 | ○ | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 12 尿失禁パッド | ○ | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 13 ウェットティッシュ | ○ | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | |
| 14 簡易トイレ(凝固剤付付込) | ○ | | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 15 携帯トイレ | ○ | | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 16 トイレ用テント | ○ | | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 17 カイロ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 18 カーインバーター | ○ | | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 19 簡易段ボールベッド | | | ○ | | | | | | | | | | | |
| 20 ストーマ用器具(人工透析用) | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| 21 ストーマ用器具(人工肛門用) | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| 22 アルミマット | | | | | | ○ | | | | | | | | |
| 23 タオル | | | | | | ○ | | | | | | | | |
| 24 ブルーシート | | | | | | ○ | | | | | | | | |

第5章 その他の災害予防

第1節 災害対策基金の確保

第1節 災害対策基金の確保

災害救助の実施に必要な費用及び災害対策に要する費用の財源にあてるための基金の積立、運用等は、この節の定めるところによって実施するものとする。

1 災害救助基金の積立（福祉保健部福祉保健企画課）

県は、災害救助法の定めるところにより災害救助基金を積立てるものとする。各年度における積立最小額は、当該年度の前年度の前3年間における地方税法に定める普通税収入額の決算額の平均年額の千分の五に該当する額とする。

2 災害救助基金の管理運用（福祉保健部福祉保健企画課）

県の災害救助基金の管理運用は、次の方法による。

- (1) 財政融資資金への預託及び確実な銀行への預金
- (2) 国債証券、地方債証券、勸業債券、その他確実な債権の応募又は買入
- (3) 災害救助に必要な給与品の事前購入

3 市町村に対する指導（総務部市町村振興課、生活環境部防災局防災対策企画課、市町村）

災害が発生した場合は、被害を最小限に止めると同時に速やかに復旧することにより、民生の安定、福祉を図らねばならないので、県は、市町村に対し、災害対策基金等の設置について指導を行うものとする。